

東久留米市公共施設のあり方に関する 基本方針

わたしたちが今考えなければならないこと
～将来を見据えた公共施設整備の方向性～

平成28年 3 月

東久留米市

はじめに

東久留米市は、昭和30年代初頭からの経済成長に伴い、東京圏を中心とする産業振興と労働力の確保により人口が流入し、ひばりが丘団地、東久留米団地、滝山団地など、大規模な団地が相次いで建設され、首都圏近郊の住宅都市として発展してきました。

そして、本市の公共施設の多くは、こうした「まち」の発展に対応するために整備してきましたが、現在ではその7割以上が築30年以上経過しており、近い将来、更新時期が集中することが予想されます。

平成27年5月に作成した公共施設白書では、今後、公共施設の改修と建替えに巨額の費用が必要となることが試算されたうえに、全国的な人口減少と少子高齢化の進展により、本市においても生産年齢人口の減少に伴う税収の減少と、社会保障費の増加などにより、財政事情は厳しさを増していくものと見込まれています。

このような暗雲が立ち込めたかのような状況にあって、この度策定した東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針では、有識者や市民の方々からなる「公共施設のあり方に関する基本方針検討委員会」でのご議論を踏まえ、課題への対応に向けた方向性や取り組み方策などについて、基本的な考え方をまとめさせていただきました。

検討委員会からの答申には、「公共施設のあり方を考えていくということは、いふならば将来のまちづくりのあり方を考えていくということであり、今を生きる我々が孫子の代まで引き継いでいくまちが、どうあるべきかを考え、いかに実践していくかということにほかなりません。」といったことがあります。

本市では、こうした認識の下、今後の市政運営にあたっては、常にこの基本方針に立ち戻り、将来にわたって持続可能なまちであり続けるための取り組みを進めてまいります。

最後になりましたが、この基本方針の策定にあたり、真摯かつ熱心にご議論いただきました、検討委員会の委員の皆さまをはじめ、市民アンケートやパブリックコメントなどにおいて貴重なご意見やご提案をいただきました、多くの皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

東久留米市長

並木克巳

目次

第1章 基本方針策定の目的及び位置づけ	1
第1節 基本方針策定の目的.....	1
第2節 基本方針の位置づけ.....	2
第2章 基本方針策定の背景	3
第1節 人口及び財政の状況.....	3
1-1. 人口減少及び少子化・高齢化のさらなる進行.....	3
1-2. 厳しさを増すことが予想される財政事情.....	4
第2節 公共施設の整備状況.....	7
2-1. 公共施設の実態.....	7
2-2. 竣工年代別の整備状況と耐震化の状況.....	8
2-3. 施設配置の状況.....	9
第3節 公共施設の維持管理・運営にかかるコスト.....	10
3-1. 維持管理・運営の方法.....	10
3-2. 維持管理・運営経費の状況.....	10
第4節 将来更新費用.....	12
第3章 公共施設のあり方として検討すべき視点	13
第4章 公共施設のあり方に関する基本方針(3つの柱)	16
第5章 今後の推進方策	19
I 機能(サービス)を重視して公共施設のスリム化を図る.....	20
II ライフサイクルコストを縮減・平準化する.....	23
III 施設更新に備えた財源を確保しマネジメントを着実に推進する.....	27
参考資料	29
1. 公共施設の総量(床面積)削減にかかるシミュレーション.....	29
1-1. 年平均の財源不足額の推計.....	29
1-2. 現在の投資的経費及び維持運営コストを上限とした場合の削減必要量 ..	30
2. 公共施設の今後のあり方に関するアンケート調査.....	31
2-1. 調査の概要.....	31
2-2. 回答者の属性.....	33
2-3. 施設利用状況についての調査結果.....	35
2-4. 公共施設の今後のあり方について.....	42
2-5. 考えられる方策の実施についての意向.....	45
2-6. 自由意見.....	51

第1章 基本方針策定の目的及び位置づけ

第1節 基本方針策定の目的

我が国では、高度成長期以降の全国的な人口急増に合わせ、公営住宅や学校などの公共施設や道路・橋梁、上下水道などの社会インフラの整備が急速に進められ、生活の利便性や豊かさを飛躍的に高めてきました。その一方、こうした公共施設の老朽化に伴う維持更新費用の負担は、今後集中的に発生するものと見込まれ、厳しい財政事情を抱える国や全国地方自治体にとって、その費用確保が大きな課題となっています。

公共施設の老朽化問題は、昨今社会的にも注目を集めており、橋梁やトンネル天井板などの崩落による事故の他、子どもたちが普段から利用する学校や公共プール、大規模な人数を収容できるホールなどの身近な施設における経年劣化等による事故も目立ち始めています。公共施設の機能を適正に保ち、安全に利用できるよう管理することは、国や地方自治体の大きな責務でもあります。

昭和30年代から40年代半ばにかけて急速に人口が増加した本市においても、これまで整備してきた公共施設の老朽化やその機能を適正に保つための維持更新費用の集中は喫緊の課題となっています。そうした中、全国的な潮流と同じく、本市においても今後担税世代である生産年齢人口が減り、税収が先細りしていく一方、老年人口の増加に伴う社会保障関係費用の負担増により、財政事情はますます厳しくなるものと見込まれています。平成27年5月に作成した公共施設白書¹では、本市の公共施設（いわゆるハコモノ）にかかる将来更新費用は今後30年間の総額で624.4億円と試算されており、財政規律の維持などの観点から、今後全ての公共施設の更新需要に応えることは極めて困難な状況であることが明らかになっています。

こうした課題を踏まえ、本基本方針は、将来を見据えた公共施設（いわゆるハコモノ）の整備及び公共施設における行政サービスに関する基本的な考え方を示すことを目的としています。

¹ 公共施設白書とは、本市が保有もしくは管理する公共施設の現況を把握するとともに、施設の物理的な機能とともに配置やコスト、利用実態等に関する課題を整理・分析したもの

第2節 基本方針の位置づけ

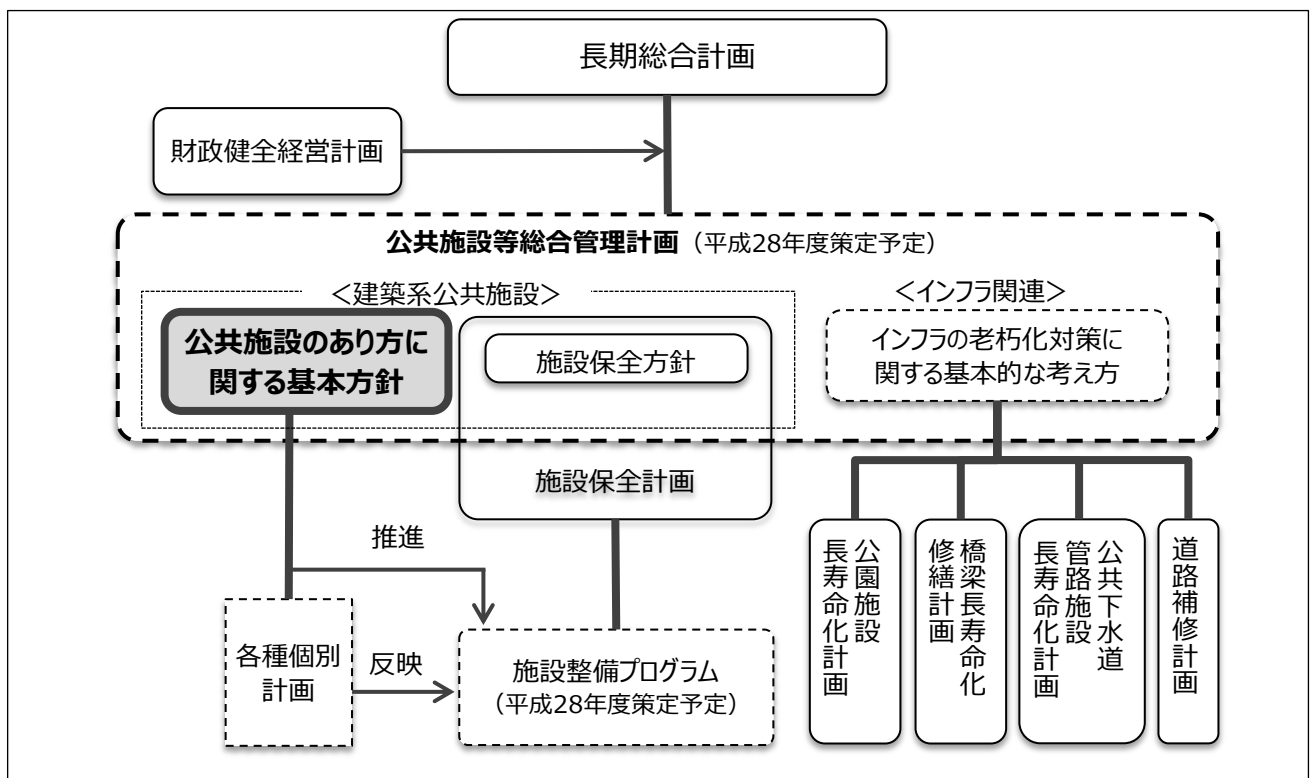
本基本方針の位置づけは、次の図表に示すとおりです。本基本方針は、施設の維持保全を適正に進めるための「施設保全計画」とともに、インフラの老朽化対策に関する基本的な考え方を加えた上で、「公共施設等総合管理計画」として取りまとめていきます。

「各種個別計画」とは、施設の更新にあたって定める計画をはじめ、各種施策を推進していくにあたり策定される個別の計画を指します。その策定にあたっては、「公共施設のあり方に関する基本方針」に掲げる3つの基本方針の柱及び今後の推進方策に即して定めていくこととします。

「施設整備プログラム」は、点検や保守をはじめ、長寿命化への対応等施設の適正な保全を図るための方針を定めた「施設保全計画」のもとに策定される10年程度を期間とする実行計画であり、各種個別計画の策定内容を随時反映し、ローリングしていきます。

各種インフラに係る個別計画については、本市では、公園施設、橋梁、公共下水道管路施設及び道路に関する計画が現に策定されていますが、「公共施設等総合管理計画」の策定にあたり、インフラの老朽化対策に関する基本的な考え方を改めて整理し、体系付けていくこととします。

図表 公共施設のあり方に関する基本方針の位置づけ



第2章 基本方針策定の背景

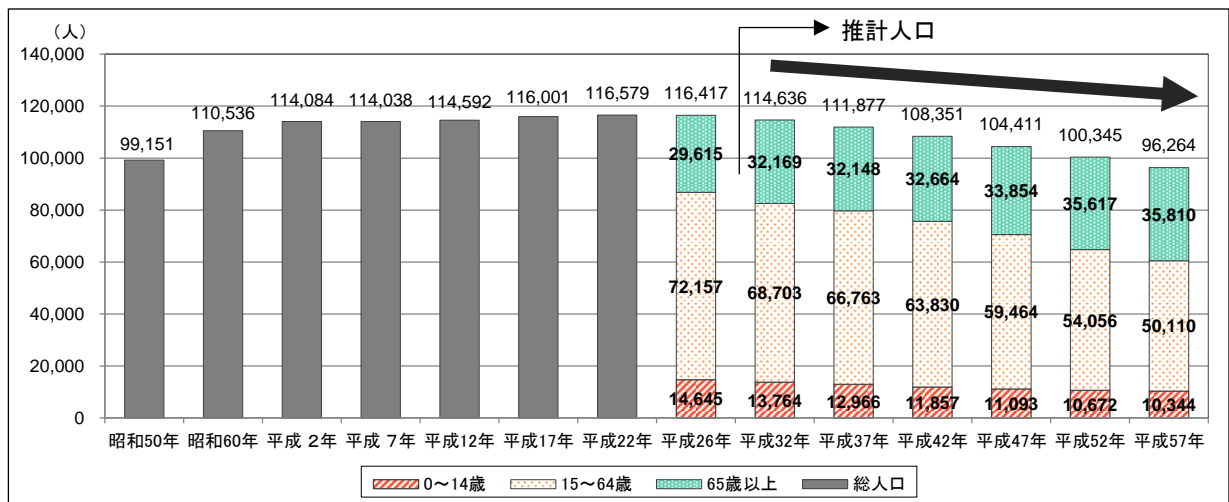
第1節 人口及び財政の状況

1-1. 人口減少及び少子化・高齢化のさらなる進行

これまで増加を続けてきた本市の人口は、近年伸び悩みを見せています。本市の平成26年1月1日時点の総人口は11万6,417人（外国人人口を含む）ですが、今後は人口減少が続き、約30年後の平成57年には9万6,264人と約2万人減少するものと推計されます。

また、人口規模の大きい、いわゆる団塊世代の高齢化が着実に進んでおり、平成26年時点の高齢化率は、多摩26市の中で3番目に高い状況にあります。一方、15～64歳までの担税世代の割合は、多摩26市の中で3番目に低く、平成57年には人口のほぼ半数程度まで縮小すると見込まれます。さらに、子どもを産む世代、またそれ以下の年齢では人口規模が小さく、少子化はますます進行することが予想されます。

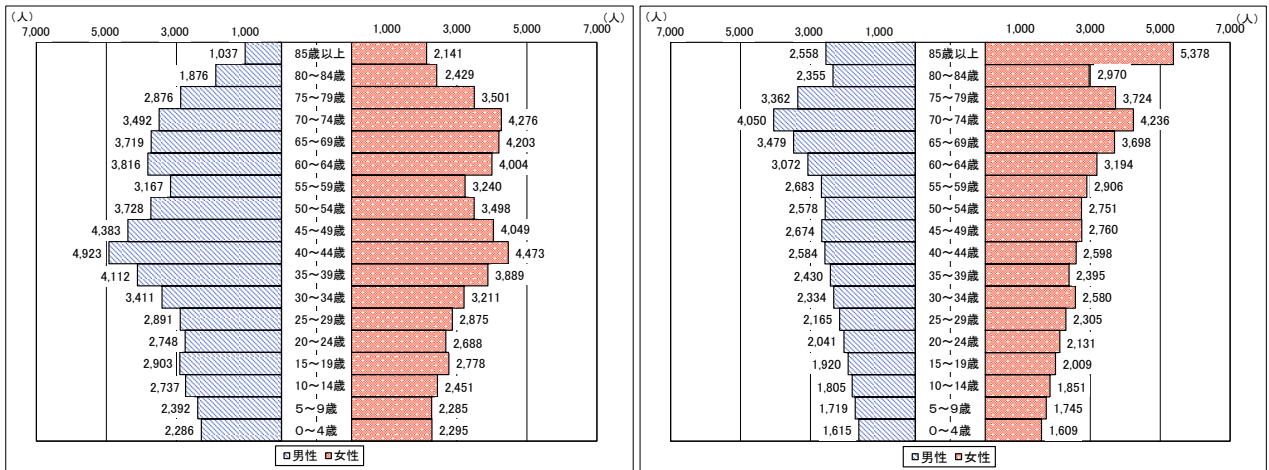
図表 本市の人口の推移(住民基本台帳人口に基づく推計結果)



図表 男女別5歳階級別人口

<平成26年>

<平成57年>

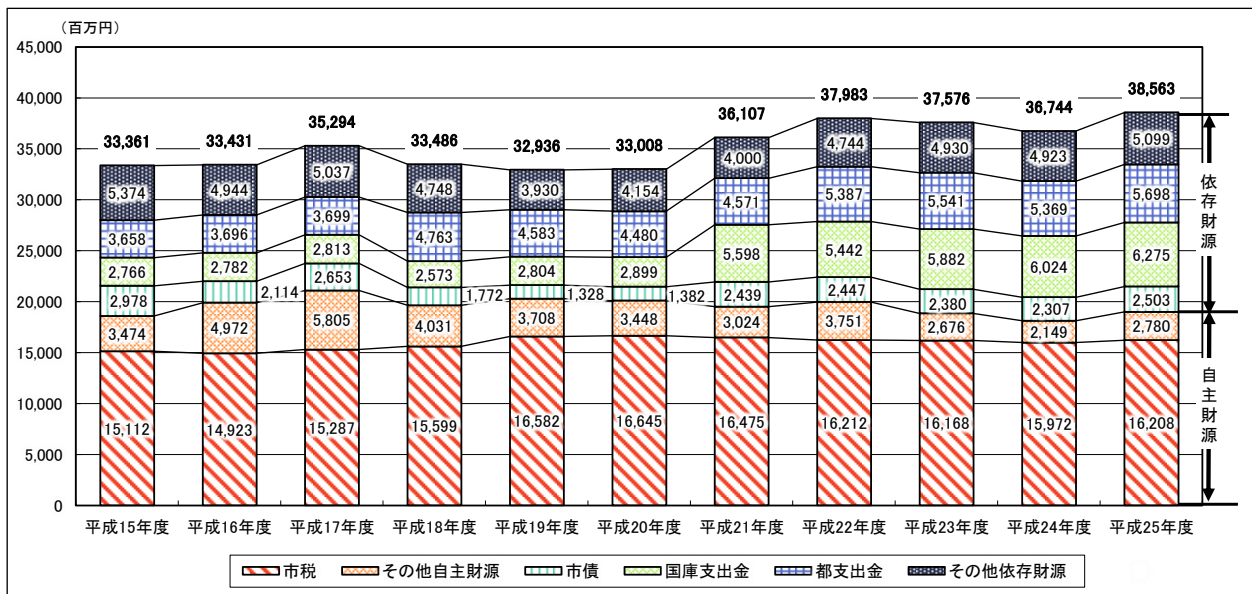


1 - 2. 厳しさを増すことが予想される財政事情

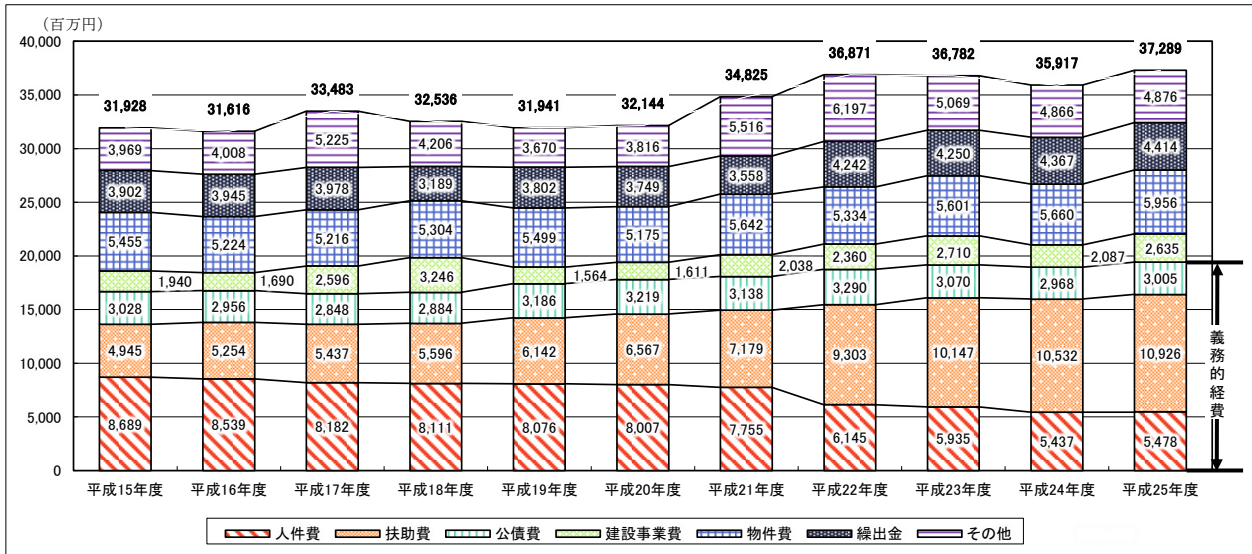
本市の普通会計決算に基づく平成25年度の歳入総額は385億6,300万円で、そのうち市税等の自主財源は49.2%を占めています。この自主財源の割合の高さは多摩地域26市中21番目（平成24年度時点）であり、財政運営の自立性が低い状況にあります。

一方、歳出総額は372億8,900万円で、そのうち人件費及び扶助費、公債費を合わせた義務的経費が52.0%を占めています。特に高齢者や障害者の福祉サービス、子育て支援、生活保護などにかかる扶助費が、10年前の平成15年度と比べて約2倍に増加しています。この義務的経費の割合は、多摩地域26市中低い方から19番目（平成24年度時点）であり、他市に比べて財政構造の柔軟性が低い状況にあると考えられます。

図表 普通会計決算に基づく歳入の推移



図表 普通会計決算に基づく歳出の推移



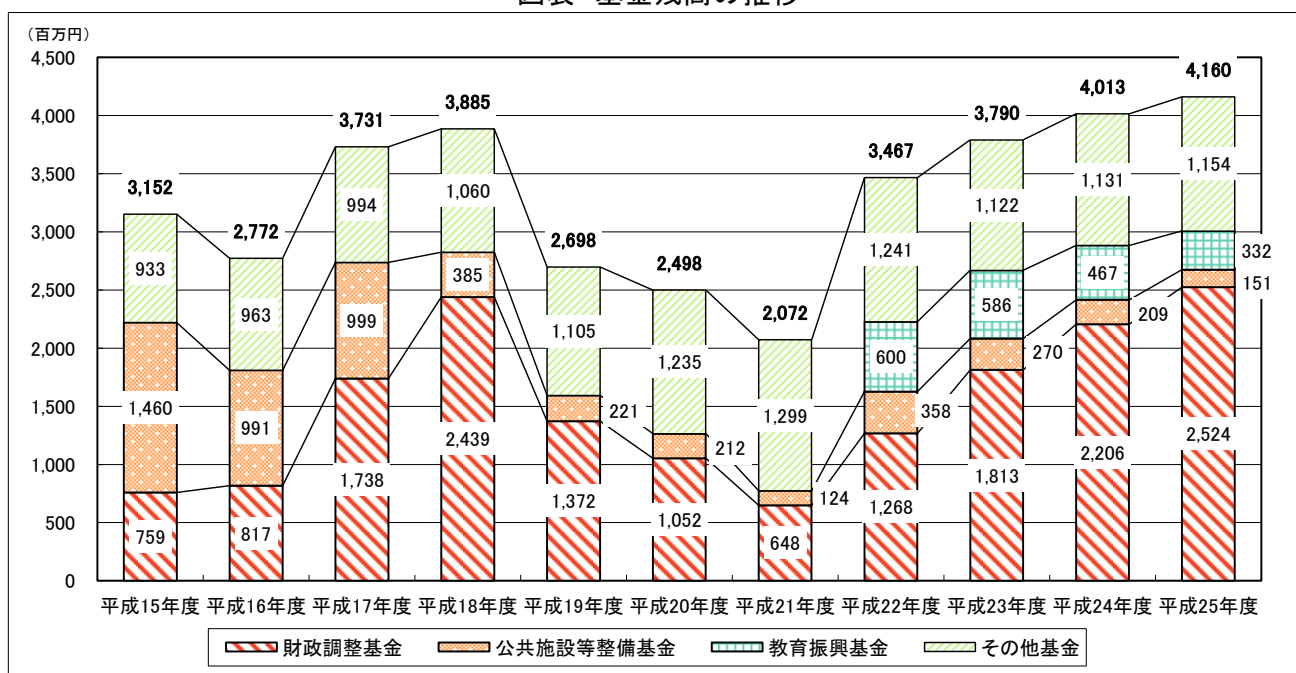
<基金残高>

本市の平成25年度末時点での基金残高は41億5,984万円ですが、施設の整備等に活用する「公共施設等整備基金」は1億5,059万円（3.6%）と極めて少ない状況にあります。

平成21年度以降は、特に将来に備えた財政調整基金の積立等により基金残高が増加している一方、今後需要が高まる公共施設の維持更新に活用するための基金は拡充できておらず、特に「公共施設等整備基金」は、これまでの施設整備等により、平成15年度の14億6,010万円から平成25年度末までに約10分の1に減少しています。

本市の平成25年度末時点における基金残高は、多摩地域26市中高い方から19番目と依然として低い状況にあり、今後も引き続き、将来にわたる年度間の財源調整や災害の発生に備えた積立を進めていく必要があります。

図表 基金残高の推移

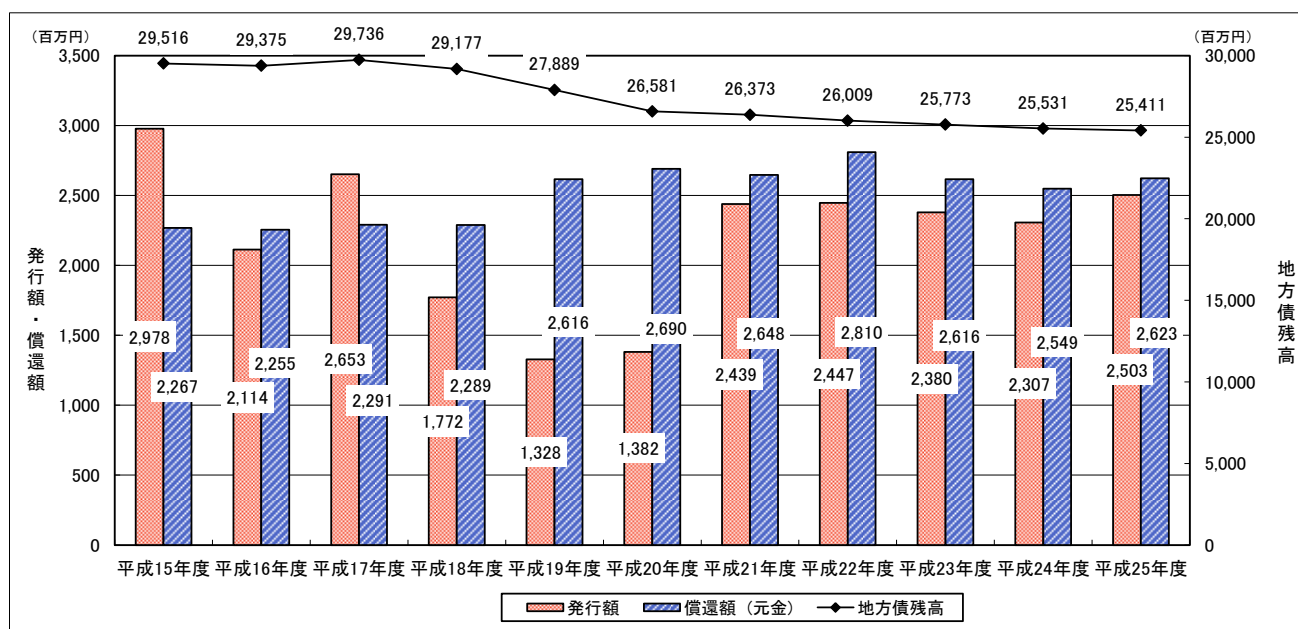


<地方債残高>

平成25年度末時点の普通会計における地方債残高は254億1,100万円であり、これまで償還元金以上の借入れを行わないプライマリーバランスを考慮した財政運営を行ってきたことにより、地方債残高は年々縮小しています。公共施設やインフラの新設及び維持更新工事などに関わる地方債残高は、大幅に減少している一方、臨時財政対策債の発行に伴い、特例債残高が増え続けている傾向があります。

普通交付税の振替措置である臨時財政対策債の借入額が増加しており、極力その借入れを抑制しているものの、財政規律を保持するためには、新たな普通建設事業債の発行が困難な状況になってきています。そのため、公共施設やインフラの維持更新にかかる財源確保が今後ますます厳しさを増すものと考えられます。

図表 地方債残高等の推移(普通会計)



第2節 公共施設の整備状況

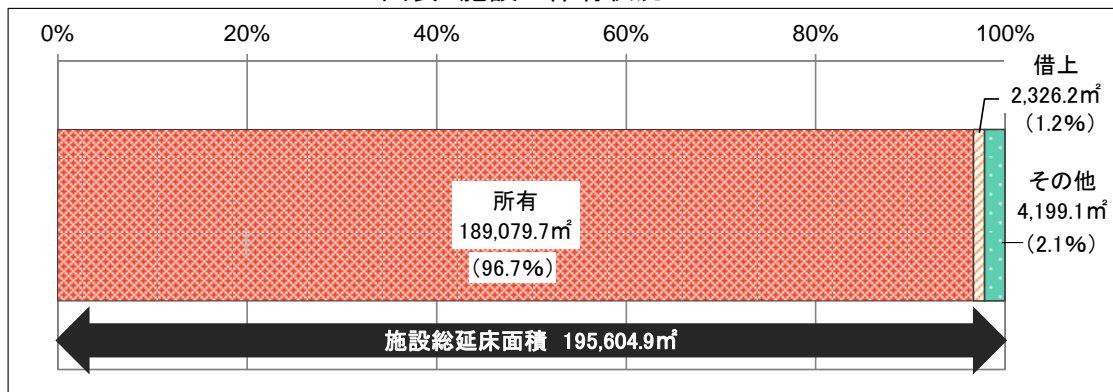
2-1. 公共施設の実態

平成26年7月現在、公共施設白書で対象としている公共施設の土地面積は、合計で47万6,919.0㎡となっています。また、本市が所有する建物のほか、借上や無償貸与を受けている建物を含め、行政サービスの提供にあたり利用している施設の延床面積は、合計で19万5,604.9㎡、110施設となっています（市民農園や屋外運動施設、自転車駐車場等の屋外スペースを除く）。

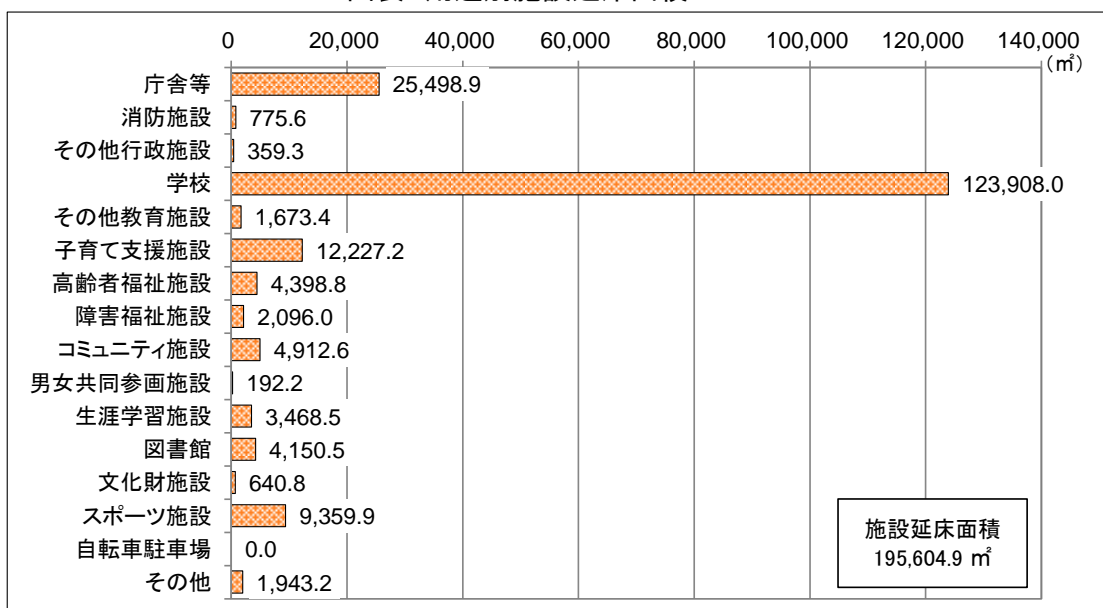
このうち、本市が「所有」している施設（区分所有を含む）は96.7%を占めており、その他、東京都などから無償貸与、民間等から借上している施設を活用しています。

用途別にみると、学校が12万3,908.0㎡（63.3%）と最も多く、次いで庁舎等が2万5,498.9㎡（13.0%）、子育て支援施設が1万2,227.2㎡（6.3%）、スポーツ施設が9,359.9㎡（4.8%）と続いています。

図表 施設の保有状況



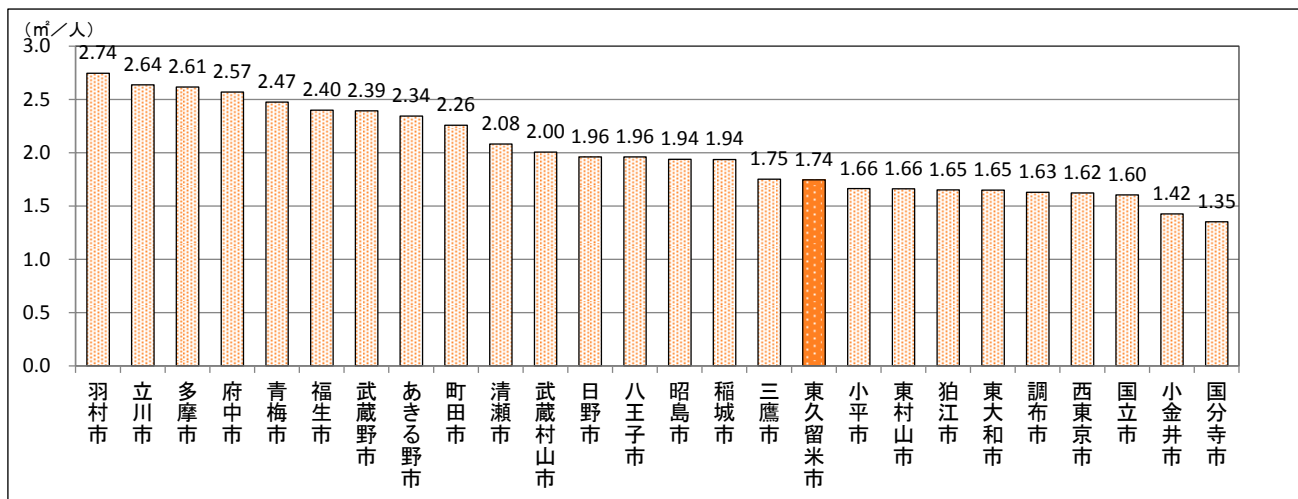
図表 用途別施設延床面積



総務省の公共施設状況調に基づき、平成24年度末時点における多摩26市が保有する公共施設(建物)の人口1人あたり延床面積を比較すると、本市は1.74㎡/人、多摩地域26市中17番目となっています。

図表 多摩26市が保有する公共施設(建物)の人口1人あたり延床面積(平成24年度末時点)

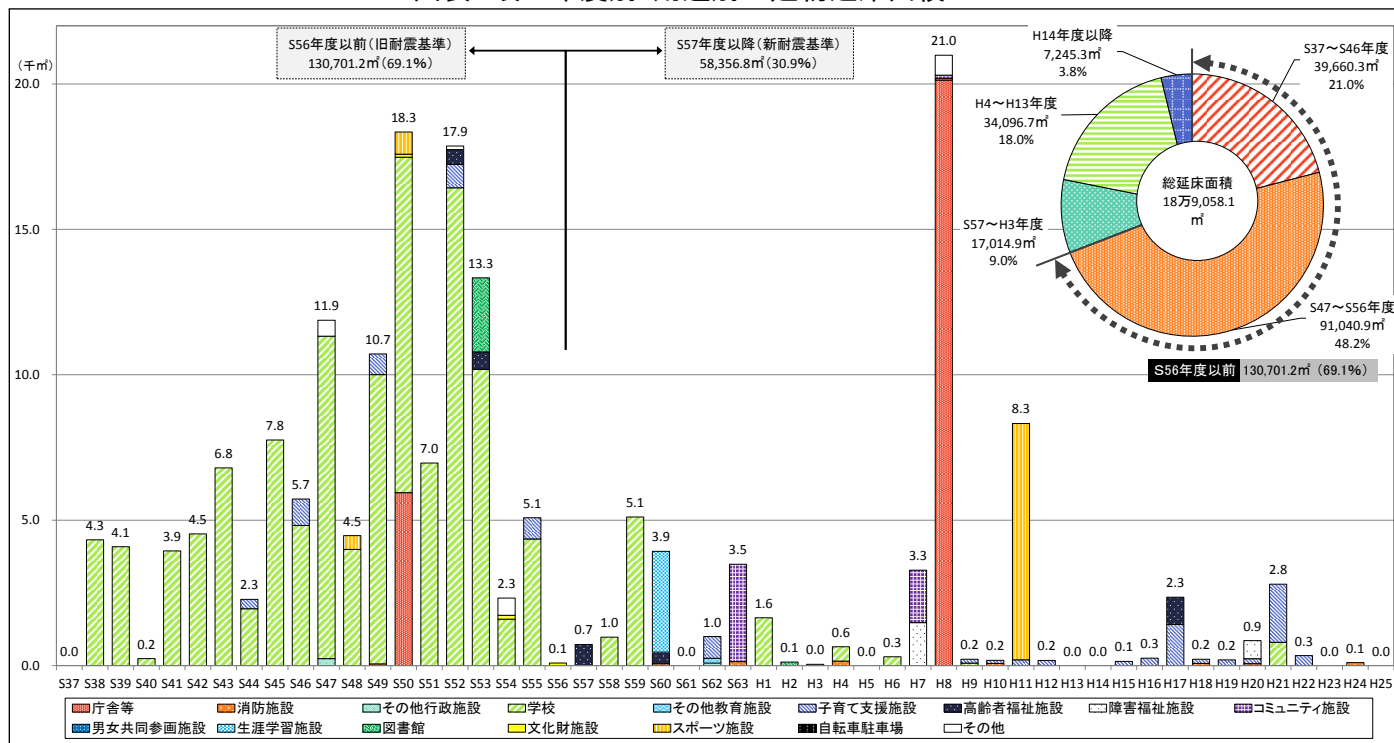
(出典) 総務省「公共施設状況調経年比較表(市町村経年比較表)」



2-2. 竣工年代別の整備状況と耐震化の状況

本市が所有又は区分所有する建物の総延床面積は18.9万㎡(145棟)であり、それらを竣工年度別にみると、建築基準法改正前の昭和56年以前※に竣工した建築物の延床面積は全体の69.1%(13.1万㎡)と築30年以上経過している施設が多い状況にあります。

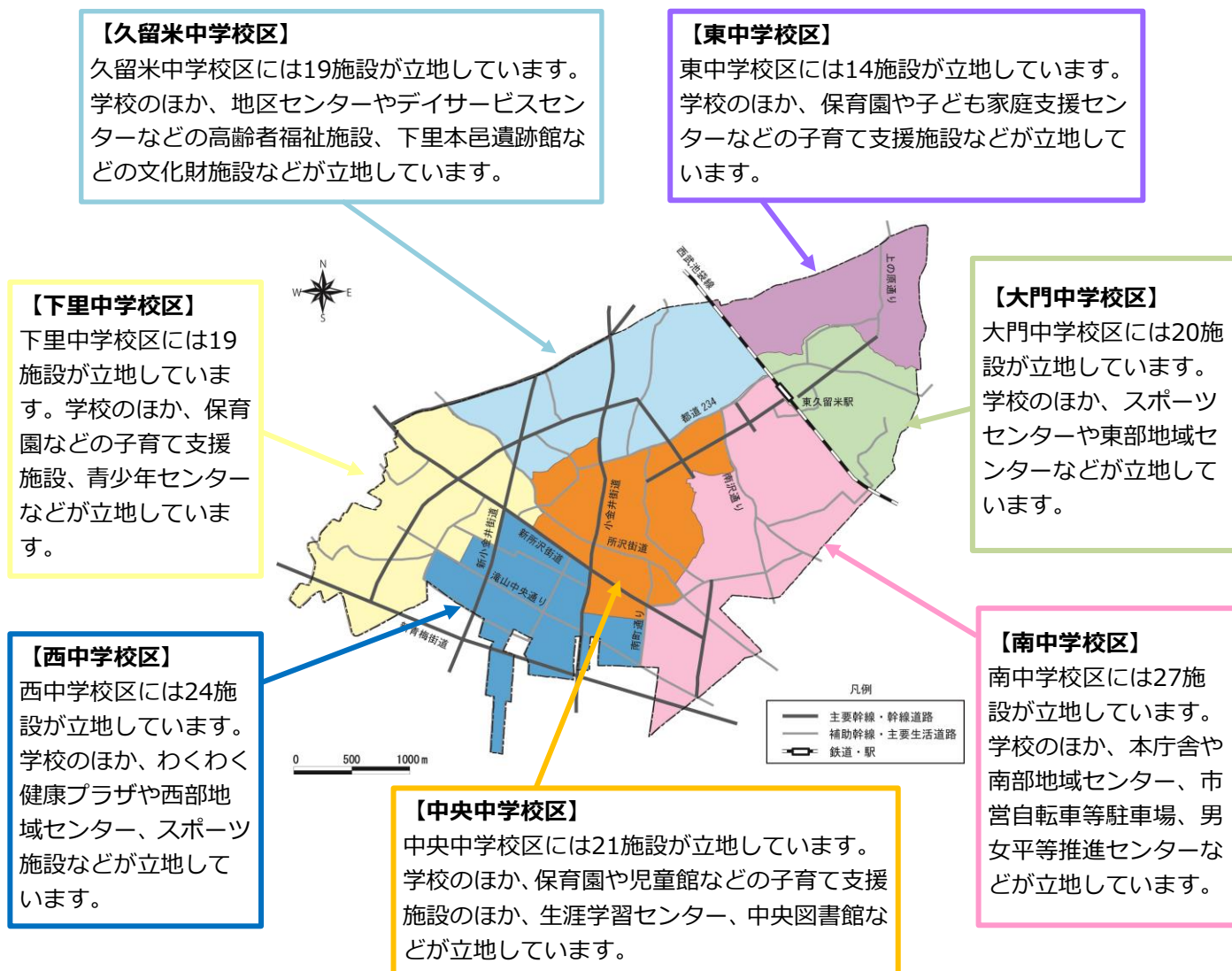
図表 竣工年度別・用途別の建物延床面積



※昭和56年の建築基準法（施行令）の改正により、現行の新耐震基準が施行されました。新耐震基準の建築物は震度6強程度の地震でも倒壊しない耐震性能と言われており、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物に対して新耐震基準が適用されています。

2-3. 施設配置の状況

本市では、中学校区として次の7つの通学区を設定しており、その区分と主な公共施設の分布状況は次の通りです。



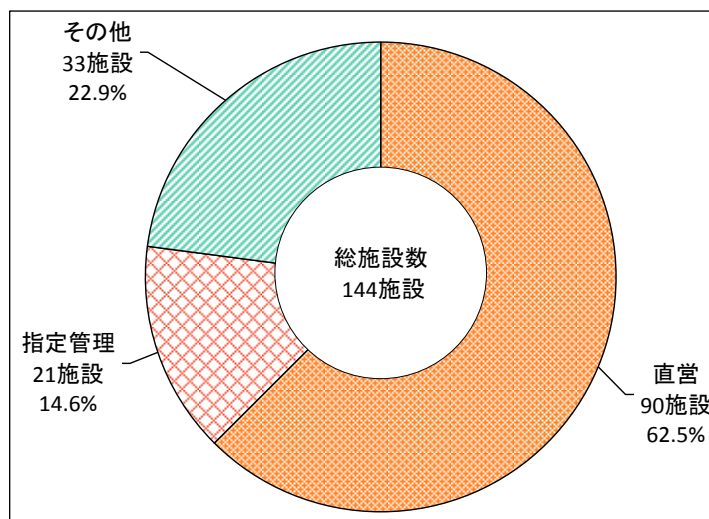
第3節 公共施設の維持管理・運営にかかるコスト

3-1. 維持管理・運営の方法

平成25年度末時点で、公共施設の維持管理・運営にかかる費用を本市が直接負担している施設は90施設で全体の62.5%を占めています。指定管理者制度²を導入している施設は21施設で14.6%を占めています。指定管理者制度を導入している施設としては、市民プラザ、児童館や地区センター、地域センターなどが挙げられます。

「その他」としては、施設の維持管理・運営等を含んだ包括的管理委託や無償貸与により管理運営を任せるなど、地域の実情や施設用途に合わせた効率的・効果的な維持管理・運営方法を採用しています。代表的な施設としては、公設民営による運営を行っているたきやま保育園、ひばり保育園のほか、地域のコミュニティ図書室では管理運営委員会による管理運営を行っています。

図表 維持管理・運営の形態別施設数
(平成25年度末時点)



3-2. 維持管理・運営経費の状況

公共施設の維持管理・運営にかかる年間総経費は、平成23年度から平成25年度までの3カ年平均で56億2,599万円であり、当該期間における歳出総額平均(366億6,266万円)の約15%を占めています。年間総経費の内訳としては、維持管理費が15億6,992万円で総経費の27.9%、事業運営費が40億5,607万円で総経費の72.1%を占めています。

費目別の内訳を見ると、最も金額が大きいのは人件費(職員)で14億5,238万円で総経費の25.8%を占めており、次いで事業運営委託料が8億2,220万円(14.6%)、指定管理料が8億1,847万円(14.5%)、人件費(その他)が7億3,819万円(13.1%)と続いています。

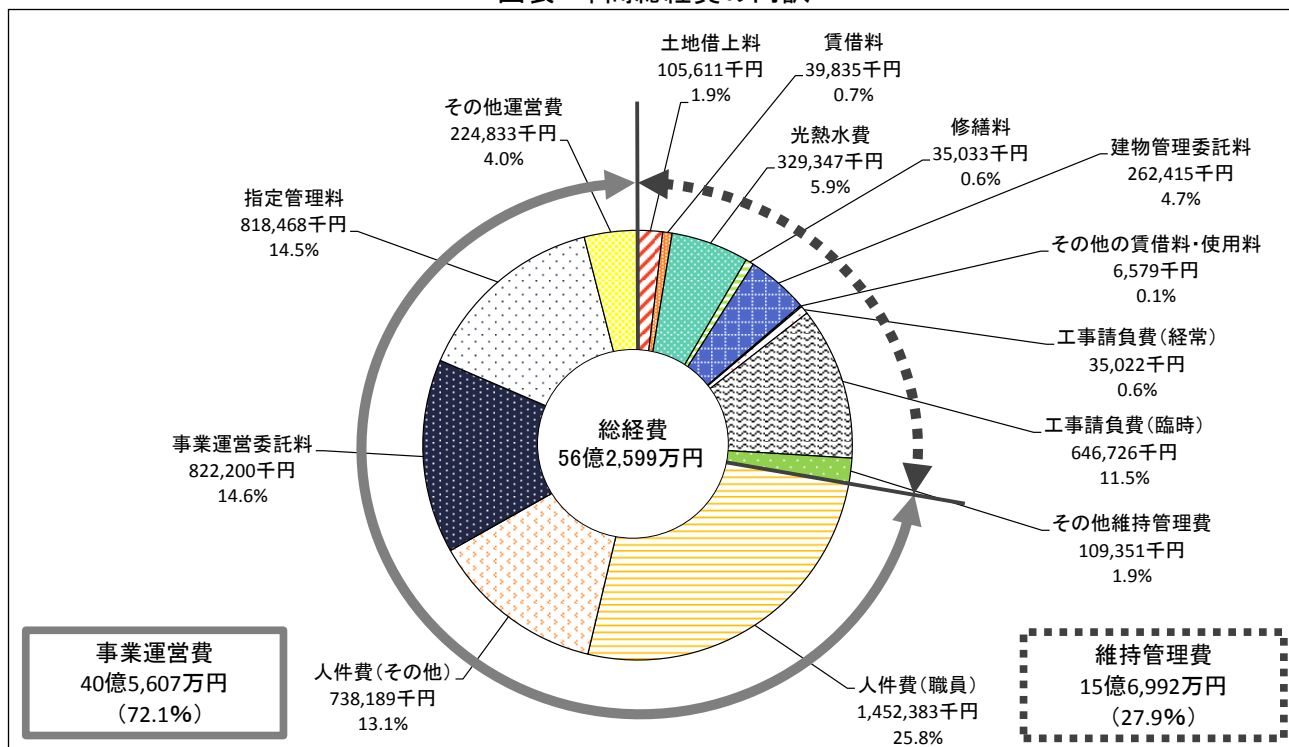
用途別にみると、子育て支援施設が23億2,592万円(総経費の41.3%)と最も多く、次いで学校教育施設が14億1,675万円(25.2%)とこの2つの用途で総経費の66.5%を占めています。その他、庁舎等が3億7,282万円(6.63%)、図書館が3億6,853万円(6.55%)、障害福祉施設が3億4,603万円(6.2%)となっています。

市民1人あたりに換算すると、公共施設の維持管理・運営に年間42,771円がかかっており、用途別では、高い方から順に子育て支援施設で19,951円、学校で7,180円、図書館で3,118円、庁舎等

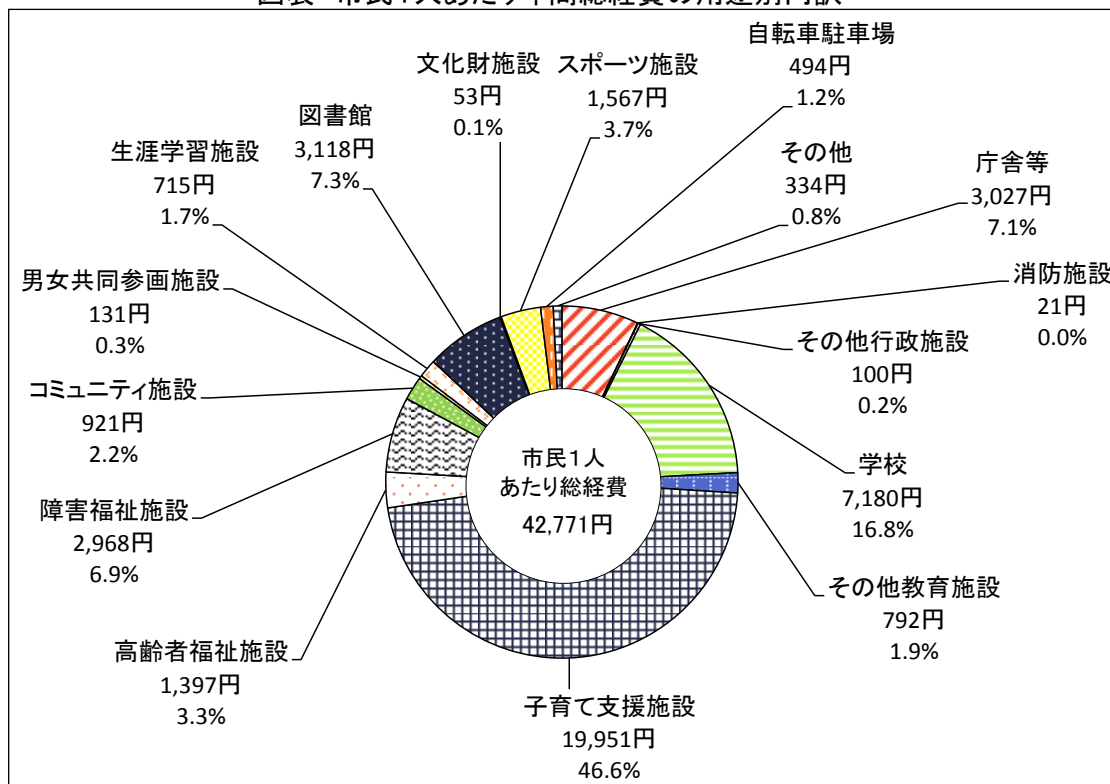
² 指定管理者制度とは、平成15(2003)年6月の地方自治法の改正(同年9月2日施行)により創設され、市の出資法人等のほか、民間事業者やNPO法人等の団体に公の施設の管理を代行することを可能とし、市民サービスの向上と経費の縮減を同時に実現する方策として期待されている制度

で3,027円、障害福祉施設で2,968円の経費がかかっている状況にあります。

図表 年間総経費の内訳



図表 市民1人あたり年間総経費の用途別内訳



※本市の人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口11万6,417人で算出しています。
 ※市民1人あたり年間総経費は、比較のため施設改善や大規模改修など臨時的な工事に要した経費を除いた金額を用いています。

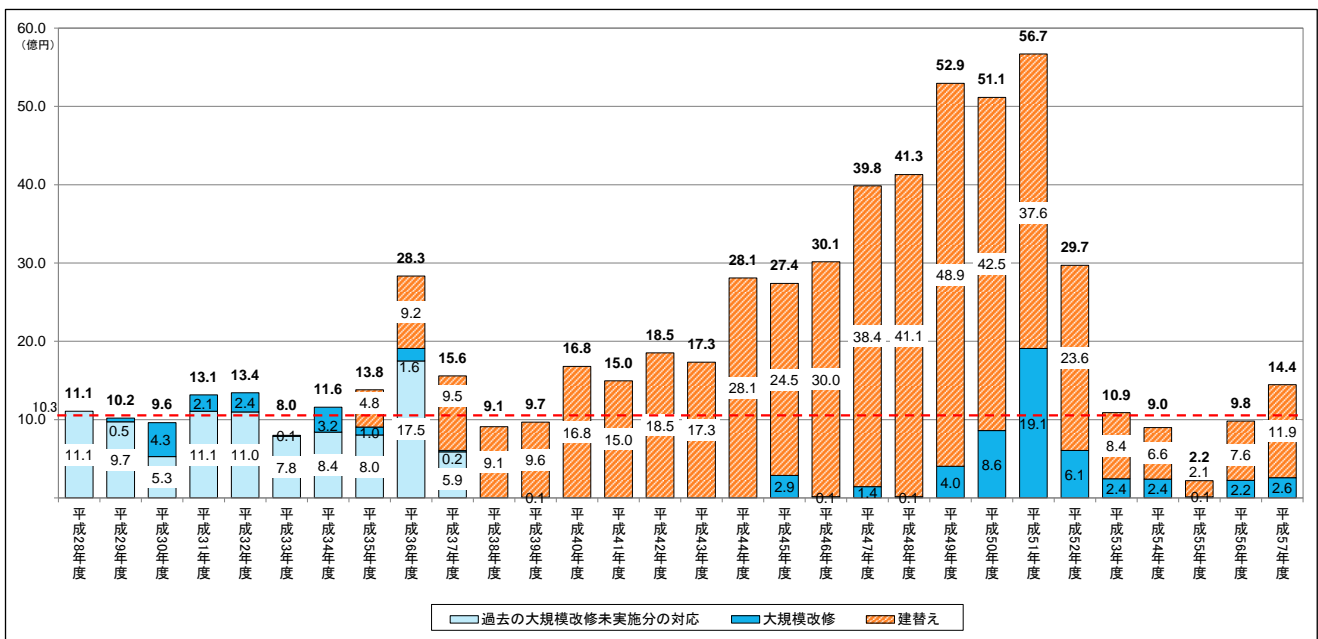
第4節 将来更新費用

今後30年間で必要となる将来更新費用は、大規模改修分で67.7億円、大規模改修の実施時期が既に経過している建築物にかかる改修分が95.7億円、建替え分が461.0億円で、総額では624.4億円と試算されます。これを1年あたりに単純平均すると20.8億円で、平成21年度から平成25年度までの直近5カ年における公共施設にかかる投資的経費10.3億円の約2倍にあたります。

平成28年度から平成37年度までの10年間は、大規模改修実施時期を経過しているものの過去に大規模改修を実施していない施設への対応が中心となります。一方、建替えについては、次の平成38年度から平成57年度までの期間において、それまでの約9倍に拡大するものと見込まれます。特に平成46年度から平成51年度にかけては、年間30億円以上を要するものと見込まれ、小学校や中学校などの更新時期が重複することで費用が集中することが予想されます。最も費用が集中するのは、平成51年度で年間56.7億円と試算されます。

※なお、本市の所有する道路、橋梁、下水道、公園を対象としてインフラ施設の将来更新費用を試算すると、今後30年間で総額345.7億円と試算されます。これを1年あたりに単純平均すると11.5億円であり、平成21年度から平成25年度までの直近5カ年におけるインフラにかかる投資的経費平均6.7億円の約1.7倍にあたります。

図表 将来更新費用の試算結果



※現在保有する公共施設を対象とし、現在と同一の規模及び仕様（延床面積、構造、用途等）で保持するものと仮定。竣工後60年経過後に建替え、15年経過後に大規模改修を実施するものとし、実施費用は延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、平成28年度から平成57年度までの30年間に掛かる費用を試算したものです。

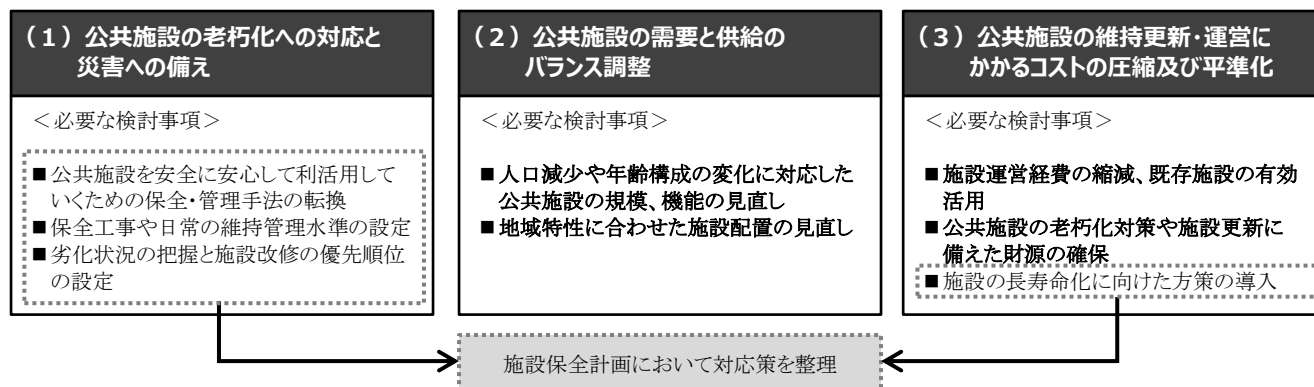
※第2章に掲載した内容は、公共施設白書（27年5月）から抜粋、編集したものです。

第3章 公共施設のあり方として検討すべき視点

公共施設白書で整理された今後の公共施設に関する必要な検討事項は、本基本方針と「施設保全計画」との間で役割を整理し、視点を絞った検討を行ってきています。

公共施設のあり方として検討すべき視点については、上記の整理をした上で、公共施設マネジメントの推進に関する事項を加えた5つの視点から検討をし、本章では、それぞれの視点の背景にある公共施設を取り巻く現状と課題を改めて整理します。

図表 公共施設を取り巻く課題に対する必要な検討事項



<公共施設のあり方として検討すべき視点>

① 人口減少や年齢構成の変化に対応した公共施設の規模、機能の見直し

<この視点の背景にある現状と課題>

- 今後、人口減少が続く平成57年までの30年間で約2万人減、少子高齢化はますます進行する見込みであり、施設の規模や機能の見直しが必要である。
- 地域別の人口は、平成17年からの推移をみると、東及び西中学校区で減少の一方、下里及び中央、南中学校区で増加するなど、地域によって異なる。
- 市が所有する建物棟の延べ床面積合計は18.9万㎡あるが、築30年以上経過している公共施設は約7割を占め、一部の建物を除き概ね耐震化が進んでいるものの抜本的な老朽化対策が遅れている。
- 貸室や屋外運動施設の稼働率にも、施設の立地や規模、機能等の違いにより大きく差異が生じている。地区センターでは同規模施設でも地域によって利用者数に2倍以上の開きがある。
- 維持更新費用は今後年平均約20.8億円と現在の公共施設にかかる投資的経費の約2倍を要するため、全ての施設を維持し続けるのは困難な状況である。
- 小学校の約半数で、平成23年度から平成25年度までの3カ年で児童数の減少が見られ、一部の小学校では児童数の減少により施設面積に余裕が見られる。

②地域特性に合わせた施設配置の見直し

<この視点の背景にある現状と課題>

- 地域別の人口は、平成17年からの推移をみると、東及び西中学校区で減少の一方、下里及び中央、南中学校区で増加するなど、地域によって異なる。【再掲】
- 貸室や屋外運動施設の稼働率にも、施設の立地や規模、機能等の違いにより大きく差異が生じている。地区センターでは同規模施設でも地域によって利用者数に2倍以上の開きがある。【再掲】
- 小学校の約半数で、平成23年度から平成25年度までの3カ年で児童数の減少が見られ、一部の小学校では児童数の減少により施設面積に余裕が見られる。【再掲】

③施設運営経費の縮減、既存施設の有効活用

<この視点の背景にある現状と課題>

- 担税世代の減少に伴い税収はさらに縮減する一方、高齢化を背景とした社会保障関連費等の負担の増大が見込まれ、今後は財政的に厳しい状況に直面するものと見込まれる。
- 将来に備えた基金残高は、多摩地域26市の中でも低く、財政規律を保持するためには、新たな普通建設事業債の発行が難しい中、公共施設やインフラの維持更新にかかる財源確保は今後ますます困難になるものと見込まれる。
- 公共施設の維持管理・運営コストは年平均56億2,599万円、歳出総額の約15%を占める。
- 維持更新費用は今後年平均約20.8億円と現在の公共施設にかかる投資的経費の約2倍を要するため、全ての施設を維持し続けるのは困難な状況である。【再掲】

④老朽化対策や施設更新に備えた財源の確保

<この視点の背景にある現状と課題>

- 担税世代の減少に伴い税収はさらに縮減する一方、高齢化を背景とした社会保障関連費等の負担の増大が見込まれ、今後は財政的に厳しい状況に直面するものと見込まれる。【再掲】
- 将来に備えた基金残高は、多摩地域26市の中でも低く、財政規律を保持するためには、新たな普通建設事業債の発行が難しい中、公共施設やインフラの維持更新にかかる財源確保は今後ますます困難になるものと見込まれる。【再掲】
- 維持更新費用は今後年平均約20.8億円と現在の公共施設にかかる投資的経費の約2倍を要するため、全ての施設を維持し続けるのは困難な状況である。【再掲】

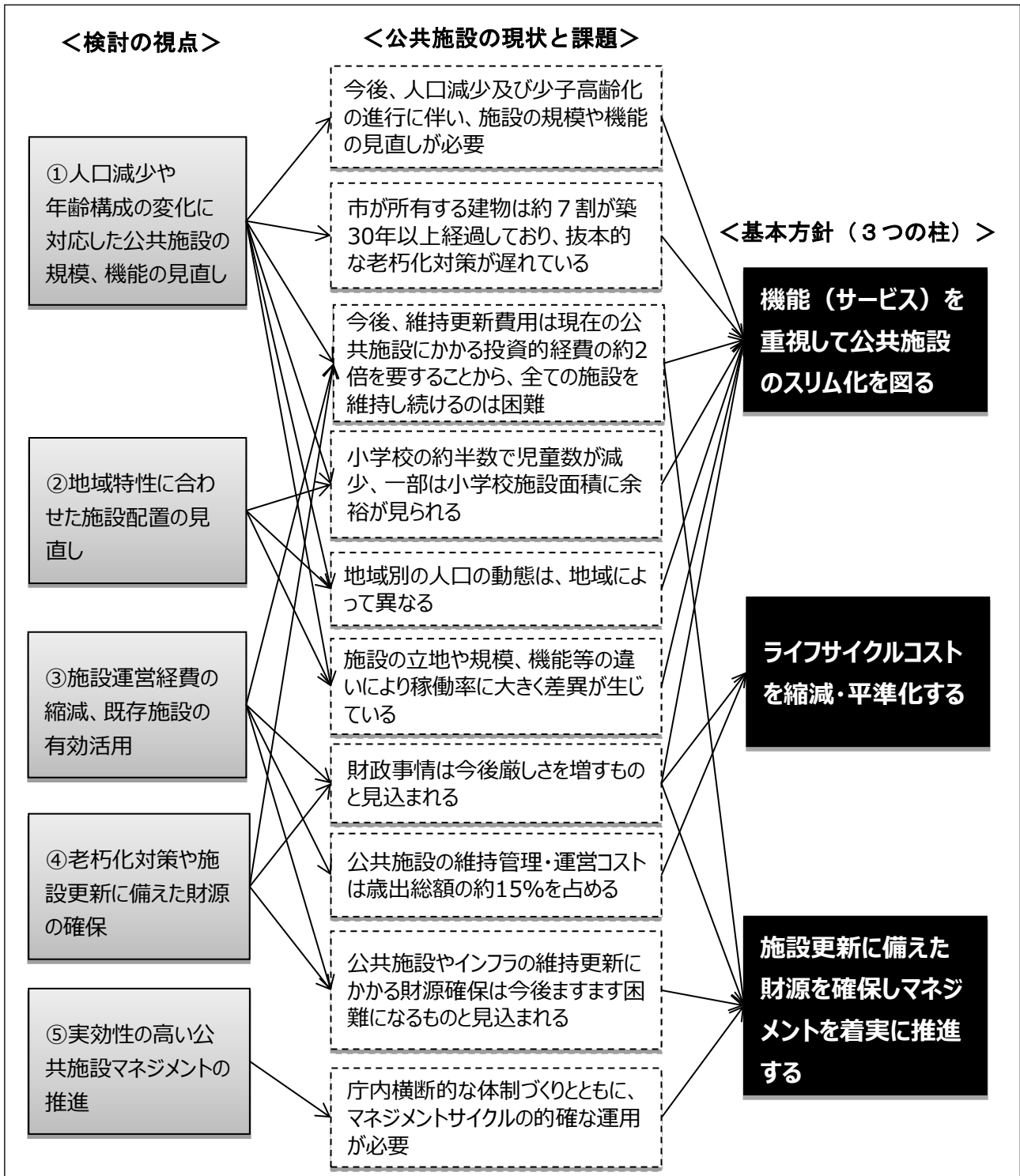
⑤実効性の高い公共施設マネジメントの推進

<この視点の背景にある現状と課題>

- 公共施設マネジメントを継続性・実効力を持って推進するためには、庁内横断的な体制づくりとともに、マネジメントサイクルの的確な運用が求められる。

第4章 公共施設のあり方に関する基本方針（3つの柱）

前章で整理した公共施設のあり方として検討すべき視点、その視点の背景にある公共施設の現状と課題を踏まえ、本市の公共施設が、将来のまちづくりのあり方としてどうあるべきかといった観点から、今後における本市の公共施設のあり方に関する基本的な方向性を3つの柱にまとめ、以下に示します。



＜基本方針（3つの柱）＞

- I 機能（サービス）を重視して公共施設のスリム化を図る
- II ライフサイクルコストを縮減・平準化する
- III 施設更新に備えた財源を確保しマネジメントを着実に推進する

I 機能（サービス）を重視して公共施設のスリム化を図る

- 人口規模及び人口構造の変化が見込まれる中、公共サービスの需要と供給のバランスは変化していくものと考えられることから、将来のサービス需要を見極めた上で、公共施設に求められる規模・機能の見直しを図る必要があります。
- また、財政事情は今後厳しさを増すものと見込まれており、多様化する市民ニーズに 대응していくためには、公による施設整備にとらわれることなく、必要とされる機能の補完方法について検討していく必要があります。求められるサービスを「だれが」、「どのように」、「どこで」提供するかなどの視点から、柔軟に対応していくことが求められます。
- さらに、今後の公共施設の維持更新に巨額な経費が必要になることが見込まれており、将来に大きな負担を残さないためには、公共施設の総量（床面積）そのものを削減していく必要があります。
- 地域によって人口の動態や、施設の利用状況に開きが見受けられる中、特定の設置目的に基づき整備され、目的別に利用対象者を限定した施設のあり方を見直すことにより、様々な目的を持ち、世代を超えた活用がなされ、将来的な人口動態の変化にも対応し得る施設へ再編していくことが求められます。

II ライフサイクルコストを縮減・平準化する

- 本市の財政事情は今後厳しさを増すものと見込まれており、公共施設の維持管理・運営にかかる経費の縮減に努めていく必要があります。そのために、支出を減らすとともに、適正な収入を確保できるよう、維持管理・運営の手法や受益者負担の見直し等を図ることが求められます。また、施設の稼働率を高めるなど、限られた資源で最も効果的、効率的なサービスを提供できるよう、有効活用に取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 施設更新に備えた財源を確保しマネジメントを着実に推進する

- 公共施設の維持更新には今後巨額な経費が必要となります。そうした中、本方針及び今後策定される計画に沿って公共施設マネジメントを着実に実行するため、必要な老朽化対策や施設更新に備えた財源確保が求められます。
- 各所管が主体的に取り組みつつも、継続性・実効力を持って推進することができるよう、庁内横断的な体制を構築する必要があります。また、P (plan)、D (do)、C (check)、A (act)のマネジメントサイクルを構築し、持続性を持った公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営の実現を目指すことが求められます。

第5章 今後の推進方策

前章で示した基本方針（3つの柱）について、これを推進していくにあたっての具体的な方策を以下に示します。

図表 公共施設のあり方に関する基本方針の体系

<基本方針（3つの柱）>	<今後の推進方策>
I 機能（サービス）を重視して公共施設のスリム化を図る	ハード面の方策
	I-1◆必要不可欠な機能を維持しつつ、施設総量の適正化を図る
	I-2◆拠点性を高めることでより効果的、効率的なサービスが提供できると見込まれる場合は、複数施設の集約化を図る
	I-3◆施設の更新の際は、施設の複合化（一つの土地や建物に複数の異なる機能の施設をまとめる）を前提として検討する
	I-4◆義務教育施設は地域の拠点施設として有効活用を図る
	I-5◆民間施設を活用した行政サービス提供の場の確保方策を検討する
	ソフト面の方策
	I-6◆民間等の提供するサービスを利用することにより、効果的、効率的なサービスが見込まれる場合は、サービスの提供主体の転換を図る
	I-7◆特定の分野に限定された利用形態を持つ施設の多機能化（一つのスペースを異なる目的の施設として利用する）を図る
	I-8◆施設の設置に依存しない行政サービスの提供方法を検討する
II ライフサイクルコストを縮減・平準化する	ハード面の方策
	II-1◆定期点検や劣化診断等により予防型の保全手法に転換し、施設の長寿命化や効率的な修繕及び改修等を図る
	II-2◆施設の改修、更新等については、中長期の計画を定め、これに基づき実施する
	II-3◆コスト抑制効果の高い施設・設備への転換を図る
	ソフト面の方策
	II-4◆指定管理者制度や包括的な外部委託など、より効果的、効率的な維持管理手法への転換を進める
	II-5◆施設の更新等の際は、その整備、運営にかかる民間ノウハウ及び資金の活用を検討する
	II-6◆施設機能を効果的に生かし、稼働率が向上するよう運用形態の柔軟性を高める
II-7◆近隣市との連携など広域的視野をもった対応を検討する	
II-8◆利用者負担の適正化を図るとともに、公共施設を資源とした収入の確保を図る	
III 施設更新に備えた財源を確保しマネジメントを着実に推進する	財源の確保
	III-1◆公共施設の整備等に活用するため、計画的な基金への積立を行う
	III-2◆施設等の貸付けや売却により施設整備等の財源確保を図る
	推進体制の整備
	III-3◆庁内横断的な公共施設マネジメントの推進体制を整備する
	III-4◆市民及び議会等に対する情報共有を図る

I 機能（サービス）を重視して公共施設のスリム化を図る

<ハード面の方策>

I-1 必要不可欠な機能を維持しつつ、施設総量の適正化を図る

高度成長期以降の人口急増に合わせて急速に整備がすすめられた公共施設は、今後一斉に更新時期を迎え、その更新費用を確保することは困難な状況です。また、既存の公共施設に対する利用需要の変化への対応の必要性も高まりつつあります。こうした中、本市でも、現在保有する全ての公共施設を維持・更新し続けることは、財政的にも厳しくなるものと見込まれます。

今年度実施した公共施設のあり方に関する市民アンケート調査（以下、市民アンケート）によると、将来にわたり市民の暮らしに必要な行政サービスを安定的に提供し続けるための方策として、70.7%の回答者が「現在ある施設の統廃合や機能の複合化によって施設の数を減らす」ことを“実施すべき”と回答しています。

本市の公共施設の総量は他市と比べ決して多い状況にはありませんが、さらなる効果的、効率的な維持運営に努めつつ、長期的視点を持って公共施設の総量を削減していくことにより、本市の人口及び財政事情に合った施設規模となるよう、その適正化を図ることとします。

また、今後公共施設の維持更新にかかる財源不足を施設総量の削減をもって充てることとした場合、どれほどの削減が必要であるか画一的にシミュレーションをした結果、約13.9%（延床面積でおよそ2万6千㎡）の削減が必要と試算されており（巻末の参考資料「1. 公共施設の総量（床面積）抑制にかかるシミュレーション」を参照）、総量削減にあたっては、こうした点についても留意します。

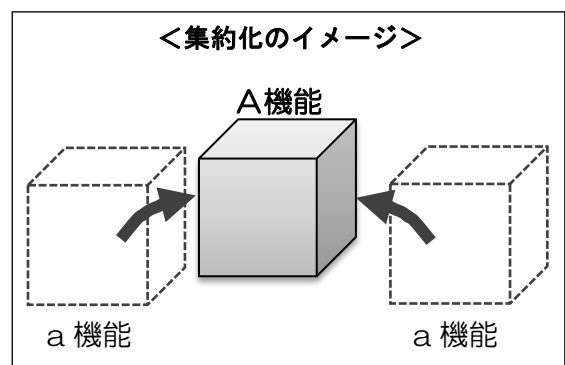
なお、公益上及び防災上の観点から必要な機能については適切に維持していく必要があることから、施設総量の削減にあたっては、それらの機能配置についても十分に配慮することとします。

I-2 拠点性を高めることでより効果的、効率的なサービスが提供できると見込まれる場合は、複数施設の集約化を図る

施設の用途分類ごとの実態を踏まえ、同一又は類似機能を持つ施設に対する需要が減少している場合などはもとより、拠点性を高めることで施設サービスをより効果的、効率的に提供できる場合は、適正な配置となるよう配慮した上で、複数の施設の集約化を図る必要があります。

本市では、一定学級数や適切な教員配当数を確保するなど、教育現場の人的条件を整備し、地域差の少ない、より良い教育条件を子どもたちが得ることが極めて大切であるという考えのもと、統廃合を含めた学校規模の適正化を進めてきています。

学校に限らず、こうした施設の集約化の取り組みは、施設の効率的な運営が図られるばかりで



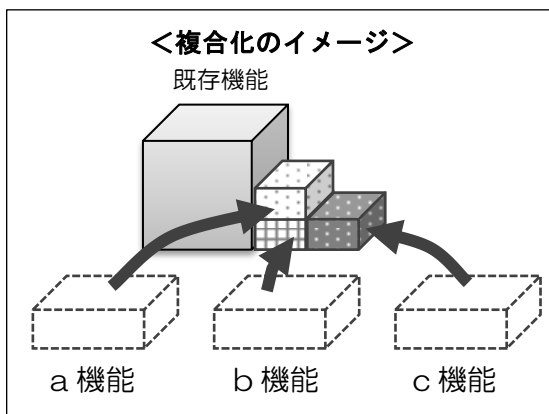
はなく、利用者にとっても必要な環境整備が図られるなどのメリットもあることから、今後も引き続き取り組んでいくこととします。

I-3 施設の更新の際は、施設の複合化（一つの土地や建物に複数の異なる機能の施設をまとめる）を前提として検討する

本市では、公共施設の約7割が築30年以上を経過しており、今後は建替えや大規模改修の需要が集中するものと見込まれます。

そうした中、施設の更新にあたっては、近隣の異なる機能を持つ施設のほか、新たな施設ニーズも考慮に入れた複合化を検討することとし、機能面及びコスト面で、より効果的かつ効率的な更新を図ります。

なお、建替えの際には、市内の施設配置バランスを考慮し、必要であれば、立地の見直しも検討します。



I-4 義務教育施設は地域の拠点施設として有効活用を図る

本市の小学校や中学校などの義務教育施設は、各地域の防災上の拠点としての役割のほか、教室や体育館などの一般開放により、地域住民意識の高揚や社会体育の振興に寄与しています。義務教育施設が、学校規模の適正化の取り組みにより、適正な配置となるよう見直された際には、地域の拠点施設として有効に活用されていくことが求められます。

その前提として、今後、義務教育施設の更新に際しては、その地域の特性や住民ニーズを踏まえ、周辺施設との複合化の基幹施設としての可能性を検討することとします。

また、小学校などの約半数では近年児童数の減少が見られることから、今後施設面積に余裕が生じた際には、地域で求められる他の機能の導入を検討するなどの、積極的な利活用に努めます。

I-5 民間施設を活用した行政サービス提供の場の確保方策を検討する

行政サービスの提供にあたっては、必ずしも公が整備する公共施設である必要はなく、民間施設を活用することでも、その目的を達することができるものもあると考えられます。

求められる行政サービスに対応した施設整備が必要な場合にあっては、当該サービスの特性を吟味し、将来にわたって見込まれる需要を想定することはもとより、建物のライフサイクルコスト³を重視した上で施設整備主体を検討することとします。

また、将来にわたる財政負担の軽減に十分配慮しながら、当該サービスの機能の確保を第一に考え、民間施設の借り上げなど、地域の資源を活用していくことも有効な手段であることから、これも合わせて検討します。

³ ライフサイクルコストとは、建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物に要する費用の総額

<ソフト面の方策>

I-6 民間等の提供するサービスを利用することにより、効果的、効率的なサービスが見込まれる場合は、サービスの提供主体の転換を図る

市民アンケートによると、将来にわたり市民の暮らしに必要な行政サービスを安定的に提供し続けるための方策として、74.0%の回答者が「類似する機能を持つ民間施設がある場合にその役割を民間に任せることで、市で保有する施設を減らす」ことを“実施すべき”と回答しています。

行政が提供するサービスは、法令上及び条例上の規定や、公平性、公正性を維持するため、行政がその提供主体とならなければならないものがある一方で、民間企業や各種団体等によりサービス提供がなされており、これを利用した方がより効果的、効率的なものもあります。

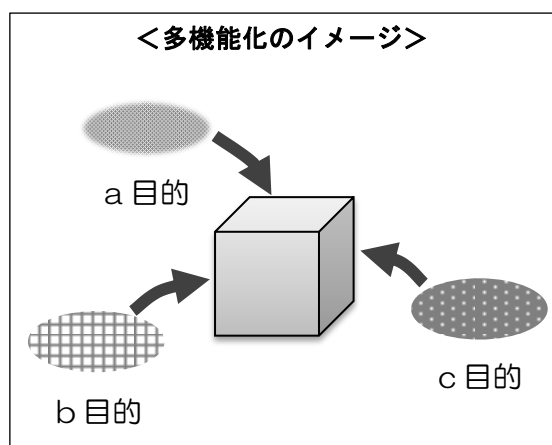
こうしたサービスについては、その提供主体を公から民間企業や各種団体等へ転換していくこととします。

I-7 特定の分野に限定された利用形態を持つ施設の多機能化（一つのスペースを異なる目的の施設として利用する）を図る

社会構造の変化などにより公共施設に求められる利用需要は多様化しています。一方で、公共施設の中には、利用対象や利用目的を特定していることなどにより、施設稼働率が低く、空間の利活用が十分に図られていないものもあります。

このような現状を踏まえ、特定の分野に限定された利用形態を持つ施設については、多目的に利用できるよう多機能化を図ることにより、多様化する利用需要に対応していくことを検討します。

また、施設の多機能化により複数の利用形態を持つことで、世代を超えた活用がなされるとともに、将来的な人口動態の変化にも対応し得ることも期待されることから、検討にあたってはこうした視点も踏まえることとします。



I-8 施設の設置に依存しない行政サービスの提供方法を検討する

行政がサービスとして実施しているものの中には、必ずしも特定の施設を持たなくともそのサービスを提供することができるものもあると考えられます。そうした行政サービスについては、創意工夫を凝らし、既存の他の公共施設を活用したサービス提供や地域に出向いてのサービス提供など、あらゆる提供方法を検討することにより、施設の設置に依存しないサービス提供への転換を図ります。

Ⅱ ライフサイクルコストを縮減・平準化する

<ハード面の方策>

Ⅱ-1 定期点検や劣化診断等により予防型の保全手法に転換し、施設の長寿命化や効率的な修繕及び改修等を図る

本市では、これまで建物に不具合が生じてからその都度修繕等を行う「事後保全」を中心として建物の維持管理を行ってきました。全国でも建物の経年劣化等による事故事例が目立ち始めてきている中、建物をできるかぎり長く安全に利用でき、かつ効率的に利活用できるよう、計画的な「予防保全」に転換することが必要です。

これにより、建物利用の安全確保を図るとともに、修繕・改修コストの低減、平準化等につなげていくことができると考えます。

市民アンケートによると、将来にわたり市民の暮らしに必要な行政サービスを安定的に提供し続けるための方策として、84.7%の回答者が「建替えではなく、計画的な改修で、既存の施設をできるだけ長い間利用する」ことを“実施すべき”と回答しています。

このために、これまで建物の所管課ごとに任意で実施してきた定期点検を全庁的に統一したルールのもとで実施していくこととし、その点検結果に基づき、不具合や事故が生じる前に計画的に劣化や故障の予防を図っていく手法に転換します。

Ⅱ-2 施設の改修、更新等については、中長期の計画を定め、これに基づき実施する

本市では、昭和30～40年代に集中的に整備した公共施設の大規模改修や建替えが今後集中するものと見込まれ、その巨額な費用を短期間で賄うことは非常に困難な状況にあります。そのため、それらにかかる財政負担の平準化を図ることができるよう、施設の重要度や劣化度を踏まえて、改修、更新等の優先順位を明らかにした上で、中長期の計画を定め、これに基づき実施していきます。

また、これらの実施にあたっては、バリアフリー化など、施設の利用需要に応じた機能改善に努めます。

この中長期の計画については、進捗状況や様々な環境変化に応じて適時適切に見直し、実効力を持って推進していきます。

II-3 コスト抑制効果の高い施設・設備への転換を図る

施設の日常管理や大規模改修等では、より維持管理がしやすく、かつ費用対効果の高い施設・設備への転換の可能性がないかを常に取り、日常の維持管理コストの削減に努めます。例えば、従来より光熱費を節減することができ、省エネルギー化も実現することができるE S C O事業⁴の採用なども考えられます。

また、施設の建替え等にあたっては、日常の維持管理や将来の機能転換のしやすさに配慮した施設形態・設備を採用していくことを検討します。

⁴ E S C O（エネルギー・サービス・カンパニー）事業とは、省エネ改修工事による光熱費の削減分で、全ての投資および顧客の利益を確保する事業で、省エネ診断・設計・施工・運転・管理・資金調達等全てのサービスを顧客に提供するもの

<ソフト面の方策>

II-4 指定管理者制度や包括的な外部委託など、より効果的、効率的な維持管理手法への転換を進める

本市では、平成25年時点で市内21施設（全施設の14.6%）で指定管理者制度を導入しています。今後も引き続き、指定管理者制度の導入や、スケールメリットを考慮した施設の包括的な維持管理の委託化など、より効果的、効率的な維持管理手法を検討し、転換を図っていきます。

また、施設の特성에応じて、地域団体やNPO法人などによる管理運営手法の導入についても検討することとします。

II-5 施設の更新等の際は、その整備、運営にかかる民間ノウハウ及び資金の活用を検討する

市民アンケートによると、将来にわたり市民の暮らしに必要な行政サービスを安定的に提供し続けるための方策として、78.4%の回答者が「施設の建替え・大規模改修や維持管理・運営に民間のノウハウや資金を利用する」ことを“実施すべき”と回答しています。

今後、公共施設の更新等にかかる費用が増嵩することが見込まれる中、施設の更新等に当たっては、PFI⁵等の民間のノウハウ及び資金の活用について検討することとします。

なお、PFIをはじめとして、契約期間が長期にわたる民間活力の導入に際しては、様々な視点から検討を行い、慎重かつ公正に進めていきます。

II-6 施設機能を効果的に生かし、稼働率が向上するよう運用形態の柔軟性を高める

本市では、稼働率が低い施設及びスペースについては、その施設機能を稼働率向上のための取り組みを展開していますが、今後も引き続き施設機能が効果的に生かせるよう、利用ニーズに合わせて柔軟に対応できる運用形態を考えていくこととします。

また、市民アンケートにおいて、施設の存在やサービス内容を知らないため利用していないといった回答が多数あったことから、施設全般について、より広く市民へ周知していくための取り組みに努めます。

II-7 近隣市との連携など広域的視野をもった対応を検討する

市民アンケートによると、将来にわたり市民の暮らしに必要な行政サービスを安定的に提供し続けるための方策として、「近隣市と共同で施設を整備・運営する」ことを“実施すべき”とする回答は69.6%を占めています。

本市では、近隣4市と広域行政圏を形成し図書館やスポーツ施設等の相互利用を行うほか、多

⁵ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図るという考え方

摩六都科学館の共同設置を行っています。

このように、近隣市との施設の相互利用等により、施設総量を増やさずに市民の利便性向上が図られるよう、引き続き、広域連携等を推進していくこととします。

II-8 利用者負担の適正化を図るとともに、公共施設を資源とした収入の確保を図る

行政サービスには、市民生活上不可欠である必需的なものから市民生活に豊かさをもたらす高次・選択的なものまで、また、社会的で公益性が高いものから個人的で私益性が高いものまで、様々な形のものが存在します。本市では、利用者と非利用者との負担の公平性を確保する観点から、公共施設の使用料を原則4年ごとに見直すこととしており、その適正化に取り組んでいます。

また一方では、東久留米市スポーツセンターのネーミングライツ⁶の導入や、広告料収入等の確保などについても取り組んでいます。

今後も引き続き、使用料算定にかかる適正な制度運用を図るとともに、日常的な維持管理にかかる財政負担を軽減するため、創意工夫を凝らし、公共施設を資源とした収入確保の取り組みに努めます。

⁶ ネーミングライツとは、主に施設などに名前をつける権利を一般企業などに売却することで収入源を確保する方法であり、一般企業では自社やブランドなどの知名度を上げるなどの目的で命名権を購入するもの

Ⅲ 施設更新に備えた財源を確保しマネジメントを着実に推進する

<財源の確保>

Ⅲ-1 公共施設の整備等に活用するため、計画的な基金への積立を行う

既存の公共施設の老朽化が進み、その機能を適切に保つための建替えや大規模改修等のために、今後30年間総額で約624.4億円、年平均20.8億円もの巨額な経費が必要になると試算されます。必要な施設を安全に安心して利活用していくためには、今後、適切なタイミングで建替え及び大規模改修等を実施していく必要があります。そのため、施設の整備及び維持補修を図るために設けている公共施設等整備基金への計画的な積み立てを進めていきます。

Ⅲ-2 施設等の貸付けや売却により施設整備等の財源確保を図る

市民アンケートによると、将来にわたり市民の暮らしに必要な行政サービスを安定的に提供し続けるための方策として、「利用者が少ない施設や利用されていない土地の貸付けや売却によって、収入を得る」ことについて、“実施すべき”とする回答が83.1%を占めており、特に他の方策に比べて“積極的に実施すべき”とする回答が46.9%と、最も回答率が高くなっています。

用途廃止となった施設や利活用されていない土地については、他の行政サービスでの利用の可能性を検討するとともに、民間企業や各種団体等へ貸付けることにより、存続する公共施設の維持管理費等に充てるための財源の確保を検討します。さらに、そうした方策が見込めないものについては、これを売却することにより、基金を充実させるための原資とします。

また、施設の稼働状況の把握に努める中で、十分に利活用されていないスペース（いわゆる余剰スペース）についても、同様に他の行政サービスでの利活用や民間への貸付けを検討していくこととします。

＜推進体制の整備＞

Ⅲ-3 庁内横断的な公共施設マネジメントの推進体制を整備する

公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営を実現するためには、各所管が主体的に取り組みつつも、全庁的に継続性・実効力を持って推進していく必要があります。そのために、公共施設に関する情報等を一元管理する仕組みを構築し、庁内横断的な体制づくりを進めていきます。

また、職員研修等を継続的に実施し、公共施設の効率的な活用や保全に関する知識と意識を高める機会を設けるとともに、他団体における先進的な取り組みの調査、検討に努めます。

Ⅲ-4 市民及び議会等に対する情報共有を図る

公共施設マネジメントの推進は、まちづくりのあり方に関わるものであることから、施設の利用者だけに留まらず、市全体の課題として広く市民に周知を図っていくことが必要です。

具体の施設の統廃合や複合化、多機能化等を進めるにあたっては、事業の実施段階のみならず、各種構想や計画の策定段階から、市議会をはじめとして、市民への丁寧な説明と意向の把握に努めます。

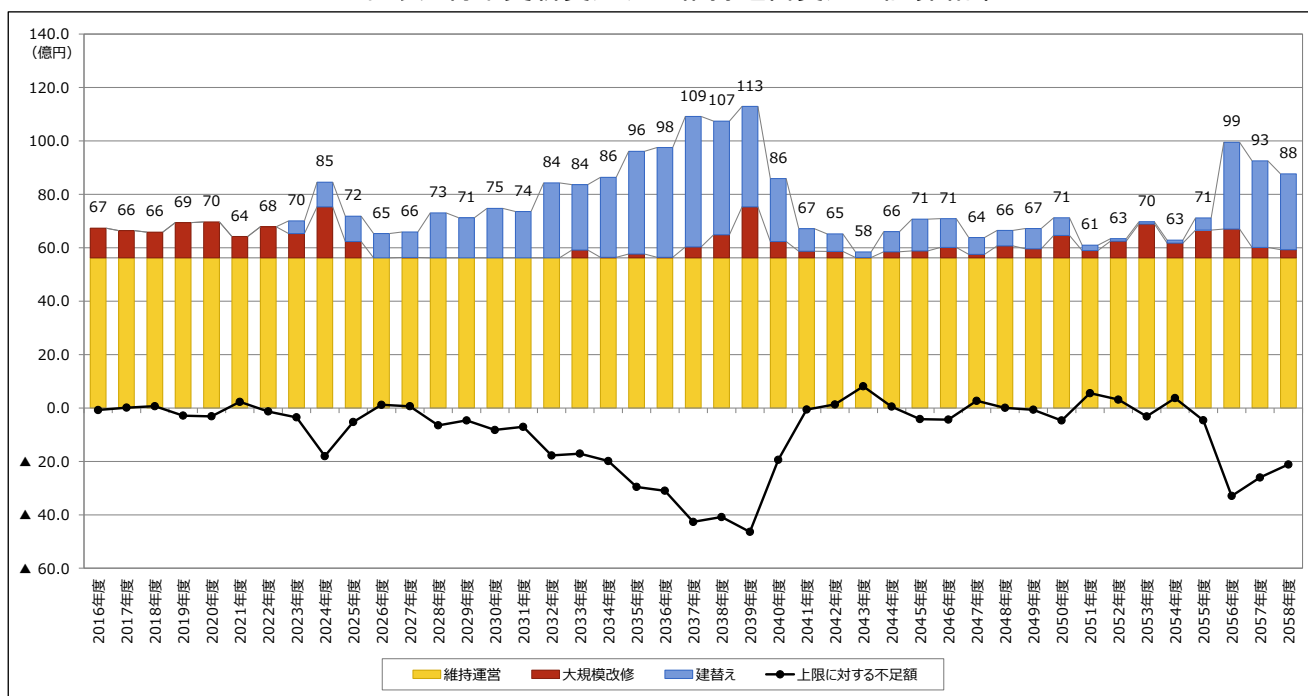
参考資料

1. 公共施設の総量（床面積）削減にかかるシミュレーション

1-1. 年平均の財源不足額の推計

- 現在保有する公共施設を維持し続ける場合にかかる将来コストの試算結果と、現在、公共施設の維持更新にかかっている費用との差から、費用の不足が生じないようにするためには、どの程度公共施設の総量を削減する必要があると考えられるかを推計しました。
- 2009年度～2013年度までの5ヶ年における公共施設にかかる投資的経費は10.3億円／年、2011年度～2013年度までの3ヶ年における公共施設の維持運営にかかる経費は56.3億円／年であり、公共施設の更新等及び維持運営に年間計66.6億円を要しています。この金額を上限とした場合、今後、30年間で計315.4億、年平均では10.5億円が不足するものと見込まれます。

図表 将来更新費用及び維持運営費用の試算結果

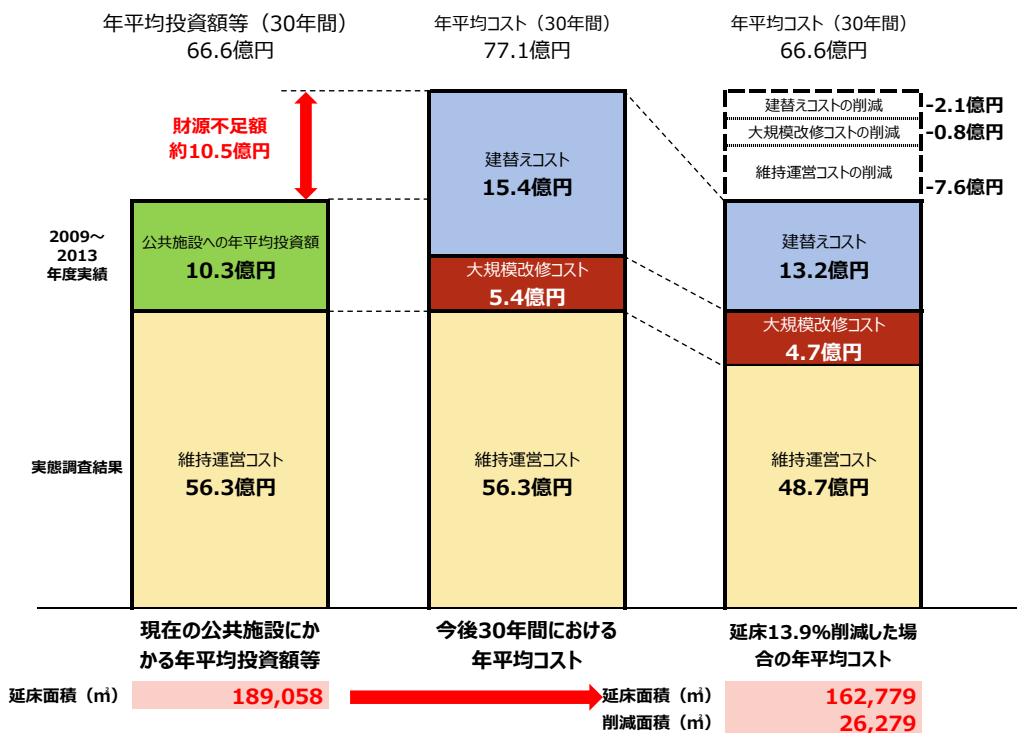


(単位: 億円)

	30年間総額	10年間ごとの総額			年平均	10年間ごとの年平均		
		2016~2025	2026~2035	2036~2045		2016~2025	2026~2035	2036~2045
建替えコスト	461.0	23.5	207.2	230.3	15.4	2.4	20.7	23.0
大規模改修コスト	163.3	111.1	4.5	47.7	5.4	11.1	0.5	4.8
維持運営コスト	1,687.8	562.6	562.6	562.6	56.3	56.3	56.3	56.3
①総コスト	2,312.2	697.2	774.4	840.6	77.1	69.7	77.4	84.1
②投資的経費及び維持運営コストの上限額	1,996.8	665.6	665.6	665.6	66.6	66.6	66.6	66.6
③上限に対する不足額 (②-①)	▲ 315.4	▲ 31.6	▲ 108.8	▲ 175.0	▲ 10.5	▲ 3.2	▲ 10.9	▲ 17.5

1 - 2. 現在の投資的経費及び維持運営コストを上限とした場合の削減必要量

- 年平均で10.5億円の財源不足に対し、仮に建物総量を減らして財源不足を補うと仮定した場合、どの程度の削減が必要となるかを試算しました。今後30年間に要する公共施設の更新及び維持運営コストの推計値に基づいて、建物棟1㎡あたりの建替えコスト、大規模改修コスト、維持運営コストを仮定し、削減後の建物延床面積を乗じて年平均コストを試算しました。
- その結果、建物総量を減らして財源不足を補うとした場合、現在保有している建物棟の延床面積合計18万9,058㎡のうち、約13.9%（2万6,279㎡）を削減する必要があると試算されます。これにより、建替えコストは▲2.1億円、大規模改修コストは▲0.8億円、維持運営コストは▲7.6億円となるものと見込まれます。



(例) 1.0%削減した場合の削減後コストの計算

【建替えコスト】

$$= \{ (\text{今後30年間の建替えコスト}) - ((\text{期間中建替え対象となる建物棟の延床面積} \times 1.0\%) \times 1 \text{㎡あたりの建替えコスト}) \} / 30 \text{年}$$

$$= (46,104,329 \text{千円} - ((155,158 \text{㎡} \times 1.0\%) \times 297 \text{千円})) / 30 \text{年}$$

$$= 1,521,443 \text{千円}$$

【大規模改修コスト】

$$= \{ (\text{今後30年間の大規模改修コスト}) - ((\text{市が所有する建物延床面積} \times 1.0\%) \times 1 \text{㎡あたりの大規模改修コスト}) \} / 30 \text{年}$$

$$= (16,334,547 \text{千円} - ((189,058 \text{㎡} \times 1.0\%) \times 86 \text{千円})) / 30 \text{年}$$

$$= 539,040 \text{千円}$$

【維持運営コスト】

$$= \{ (\text{今後30年間の維持管理コスト}) - ((\text{市が所有する建物延床面積} \times 1.0\%) \times 1 \text{㎡あたりの維持管理コスト}) \} / 30 \text{年}$$

$$= (168,779,748 \text{千円} - ((189,058 \text{㎡} \times 1.0\%) \times 863 \text{千円})) / 30 \text{年}$$

$$= 5,571,615 \text{千円}$$

※端数処理の関係上、途中式の計算結果と最終解は一致しない

2. 公共施設の今後のあり方に関するアンケート調査

2-1. 調査の概要

＜調査対象＞ 平成27年6月15日現在、市内に在住する20歳以上の市民2,000人

＜実施期間＞ 平成27年7月31日～平成27年8月21日

＜実施方法＞ 郵送による調査票の配布及び回収

＜対象とする施設＞

分類	施設区分	施設概要
行政系施設	連絡所	市民に身近な場所で、証明書の発行や申請を受け付けています。
学校教育系施設	学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とした施設で、災害等で住宅が使えなくなった際の避難所としても指定されています。
	教育相談室	教育に関する調査・研究、教育関係職員の研修を行う等のほか、児童・生徒・保護者・教員等に対して、教育上の諸問題についての相談を行っています。
子育て支援系施設	市立保育園	保護者の労働又は病気等の理由により、家庭で子どもを保育できない時、保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。
	学童保育所	家庭の都合で放課後帰宅しても適切な保護を受けられない児童を対象に保育を行うことを目的とした施設です。
	児童館	児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的に設置している施設です。
	子ども家庭支援センター	育児の不安や家庭での子育て相談のほか、児童虐待や子ども自身の悩みに応え、地域の子育て支援活動の推進を図ることを目的とした施設です。
福祉系施設	地区センター	老人福祉センターや老人憩いの家を併設する老人福祉施設であり、一般の団体への会議室の貸出や高齢者の各種相談の受付とともに、高齢者に対する健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設です。
	地域包括支援センター	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活していくために、保健・医療・介護の様々な面から、総合的に相談に応じ、支援することを目的とした施設です。
コミュニティ系施設	コミュニティ施設	地域のコミュニティ活動の場となる施設で、貸室の提供も行っています。市民プラザや地域センターがあります。
	男女平等推進センター	男女共同参画を進めるための事業や市民の活動を行う施設です。
生涯学習系施設	生涯学習センター	500人収容のホールをはじめ、集会学習室や創作室などの特別室を備えた生涯学習施設です。
	図書館	図書等の資料の収集・整理及び保存を行い、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする社会教育施設です。
	図書室	図書資料等を媒体として地域の発展に寄与することを目的としたコミュニティ施設です。
	文化財展示室等	文化財の保存や調査、展示を行っている施設です。
スポーツ施設	総合体育館	市民の体育・スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とした施設です。
	屋内運動施設	市民の健康の保持・増進、健全なる心身の発達に寄与することを目的とした施設です。
	屋外運動施設	市民の体位の向上と健全なる心身の発達に寄与することを目的とした施設です。
交通施設	自転車駐車場	通勤・通学等で常時駅を利用する場合の年間登録制及び、一時利用の駐車場運営を行っています。

<調査票配布数>

- 住民基本台帳より、以下の条件①～③に基づき、調査票の配布対象者2,000名を抽出し、郵送にて調査票を配布しました。

抽出条件		平成27年5月1日人口		標本の大きさ (配布数)	配布総数
		実数〔人〕	比率〔%〕		
①性別	男性			1,000	2,000
	女性			1,000	
②年齢	20歳代	11,422	12.0	240	2,000
	30歳代	14,338	15.0	300	
	40歳代	18,391	19.3	386	
	50歳代	14,381	15.1	302	
	60歳代	15,483	16.2	324	
	70歳代以上	21,422	22.4	448	
③区域	北東部地域	10,904	9.3	186	2,000
	南東部地域	10,124	8.7	174	
	駅周辺地域	11,130	9.5	190	
	北部地域	19,577	16.7	334	
	中央部地域	14,700	12.6	252	
	南部地域	17,485	14.9	298	
	西部地域	18,352	15.7	314	
	北西部地域	14,746	12.6	252	

<回収数及び回収率>

- 調査票の回収数及び回収率は、次のとおりです。

回収数（有効回収数）	732票（732票）
有効回収率	36.6%

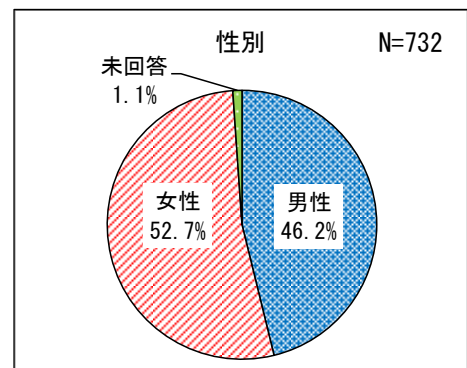
<分析結果の見方>

- 集計は、小数点第2位を四捨五入しています。従って、集計の内訳の合計が100%と一致しないことがあります。
- 回答比率は、その質問の回答者数を基準に算出しました。従って、複数回答の設問は比率を合計すると100%を超えることがあります。
- 設問ごとに母数N、複数回答の場合は回答総数MAを記載しています。

2-2. 回答者の属性

(1) 性別

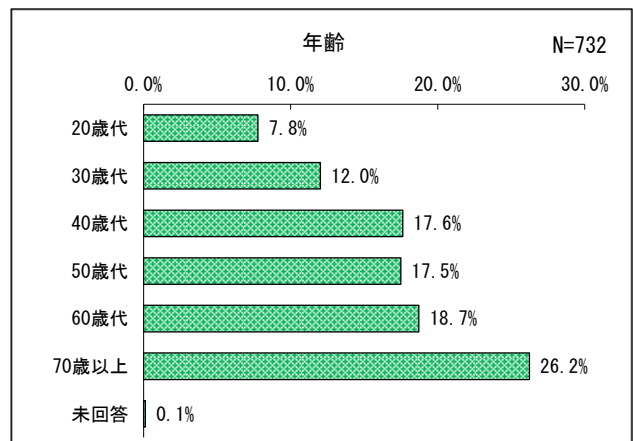
回答者の性別としては、男性が46.2%（338人）、女性が52.7%（386人）とやや女性の回答数が多いものの、ほぼ同程度の割合となっています。



(2) 年齢

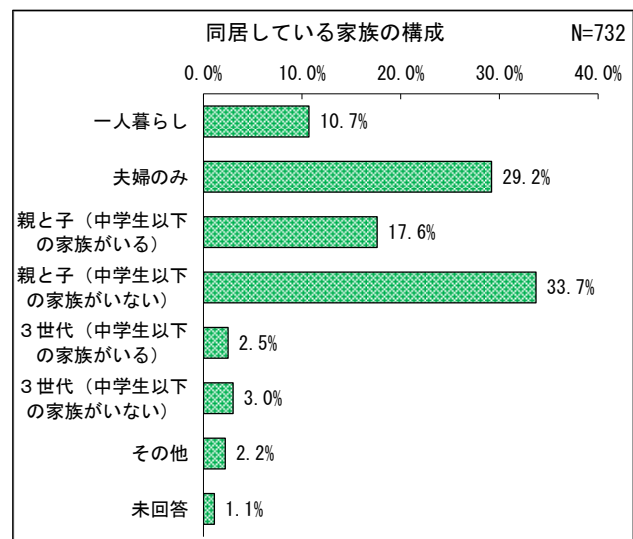
回答者の年齢としては、70歳以上が26.2%（192人）と最も多く、60歳代が18.7%（137人）と次いでおり、これらを合わせると60歳代以上の回答者が約4割強を占めています。

一方、20歳代は7.8%（57人）と最も少なく、次いで30歳代が12.0%（88人）となっており、これらを合わせても、60歳代以上の回答者数の半数以下にとどまります。



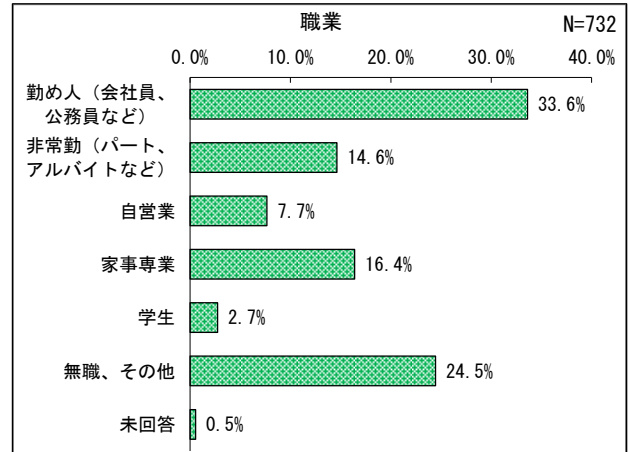
(3) 家族構成

回答者の家族構成としては、親と子（中学生以下の家族がない）が33.7%（247人）と最も高い割合を占めており、次いで夫婦のみが29.2%（214人）、親と子（中学生以下の家族がいる）が17.6%（129人）と続いています。



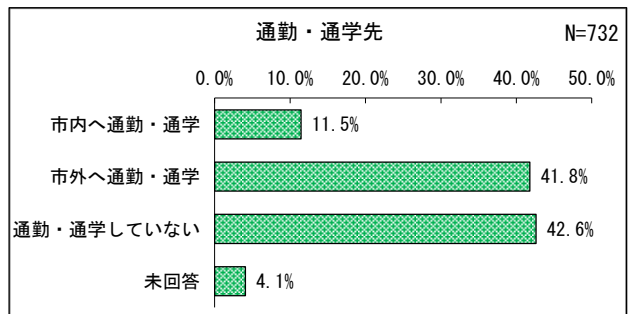
(4) 職業

回答者の職業としては、会社員や公務員などの勤め人が33.6%（246人）と最も高い割合を占めており、次いで無職及びそのほかが24.5%（179人）、家事専業が16.4%（120人）と続いています。



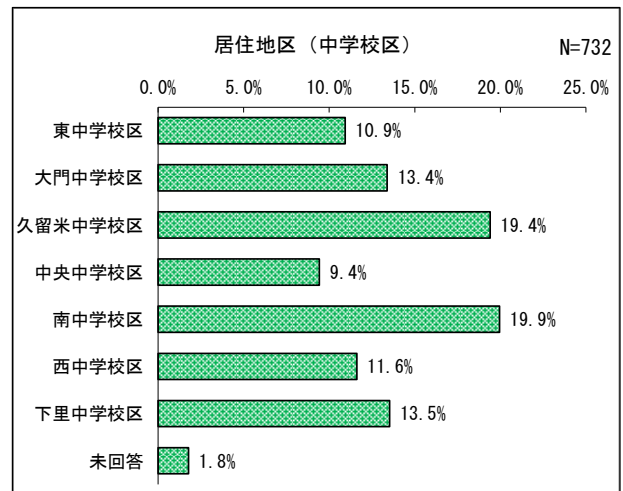
(5) 通勤・通学先

回答者の通勤・通学先としては、通勤・通学していない人が42.6%（312人）と最も高い割合を占めており、次いで市外へ通勤・通学している人が41.8%（306人）となっている一方、市内で通勤・通学している人は11.5%（84人）にとどまります。



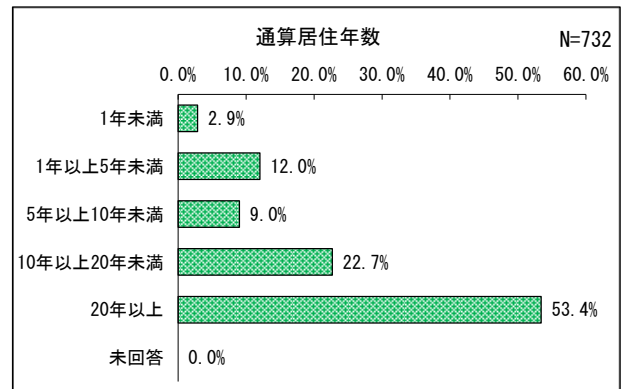
(6) 居住地区

回答者の居住地区としては、南中学校区が19.9%（146人）と最も高い割合を占めており、次いで久留米中学校区が19.4%（142人）、下里中学校区が13.5%（99人）、大門中学校区が13.4%（98人）となっています。



(7) 居住年数

回答者の居住年数としては、20年以上が53.4%（391人）と最も高い割合を占めており、次いで10年以上20年未満が22.7%（166人）となっており、これらを合わせると、10年以上居住している回答者の割合が、約8割を占めています。

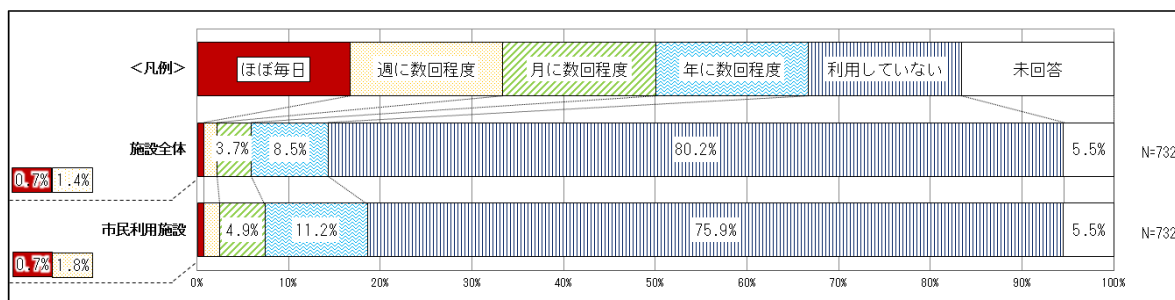


2-3. 施設利用状況についての調査結果

(1) 施設別の年間利用頻度

回答者及び回答者のご家族が、過去1年間に公共施設⁷をどのくらいの頻度で利用したかを聞いたところ、施設全体では「利用していない」とする回答が80.2%と、高い割合を占めています。このうち、利用者の対象年齢に一定の制約がなく、市民が自由に利用できる施設⁸（以下、市民利用施設とする）に絞ってみても、「利用していない」という回答は75.9%と、一貫して高い状況にあります。

図表 施設の年間利用頻度(施設全体及び市民利用施設)



一方、次頁の図表は、本アンケートの対象である施設区分（学校を除く）に係る年間利用頻度の状況ですが、このうち市民利用施設であって利用率（「ほぼ毎日」、「週に数回程度」、「月に数回程度」、「年に数回程度」に該当するものを計上）が高い施設としては、「図書館」が55.3%と突出しており、次いで「自転車駐車場」が25.0%、「総合体育館」が24.6%、「生涯学習センター」が21.0%となっています。

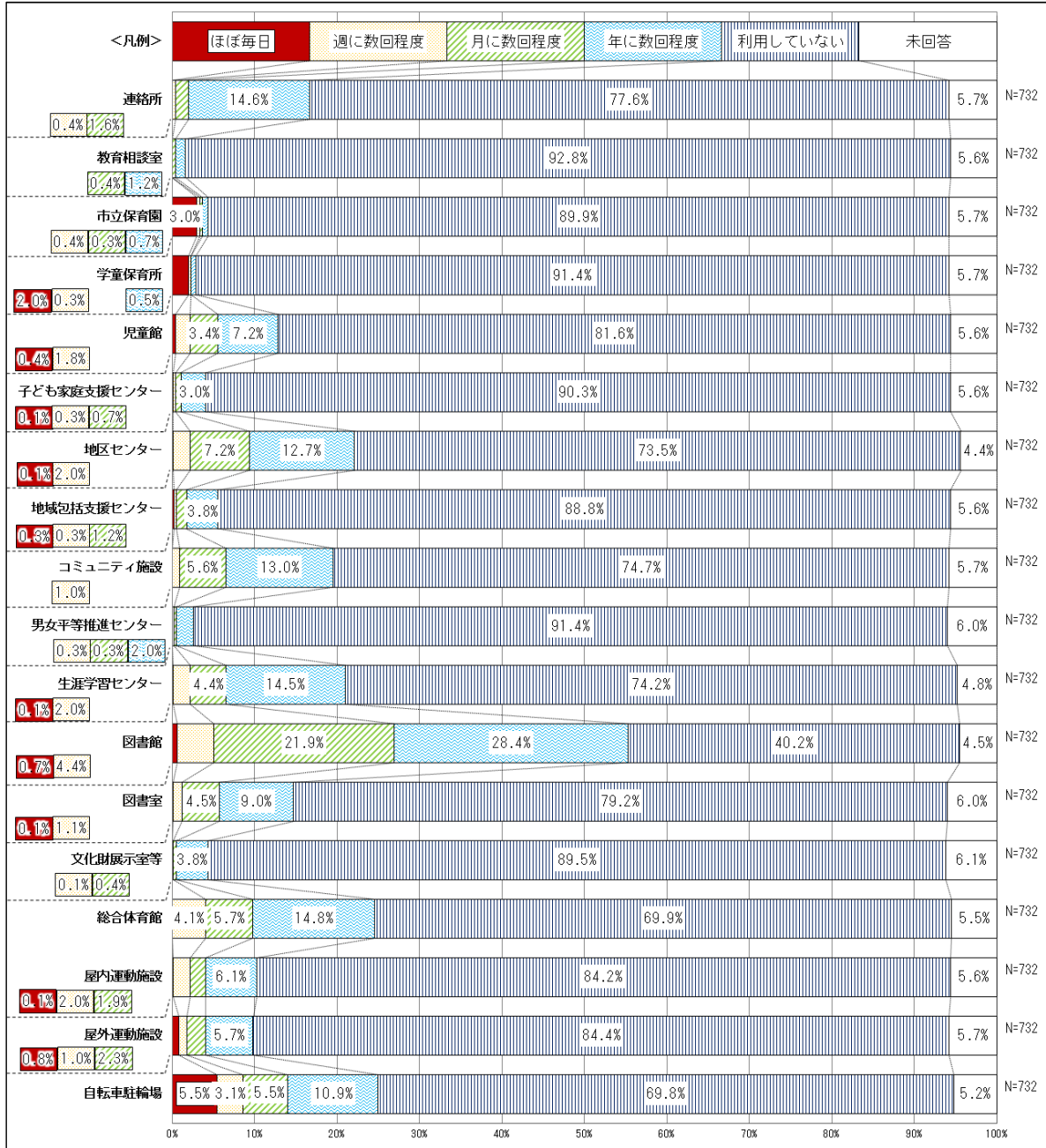
また、利用頻度が高い市民利用施設としては、同じく「図書館」が挙げられ、月に数回程度利用が21.9%、週に数回程度利用が4.4%と、それぞれ他の施設分類に比べて高い割合を占めています。さらに、「自転車駐車場」では、ほぼ毎日利用が5.5%と最も高い割合を占めています。

これに対し、市民利用施設のうち利用率が低い施設としては、「男女平等推進センター」で年に数回以上利用しているという人の割合が2.6%、「文化財展示室等」で4.4%となっています。

⁷ 本調査の対象施設は、P31の<対象とする施設>に掲げる19施設ですが、「2-3. 施設利用状況についての調査結果」においては、「学校」を除いた18施設を対象としています

⁸ 本調査の対象施設から「学校」のほか、「教育相談室」、「市立保育園」、「学童保育所」、「児童館」、「子ども家庭支援センター」、「地区センター」、「地域包括支援センター」を除いています

図表 施設別の年間利用頻度の状況

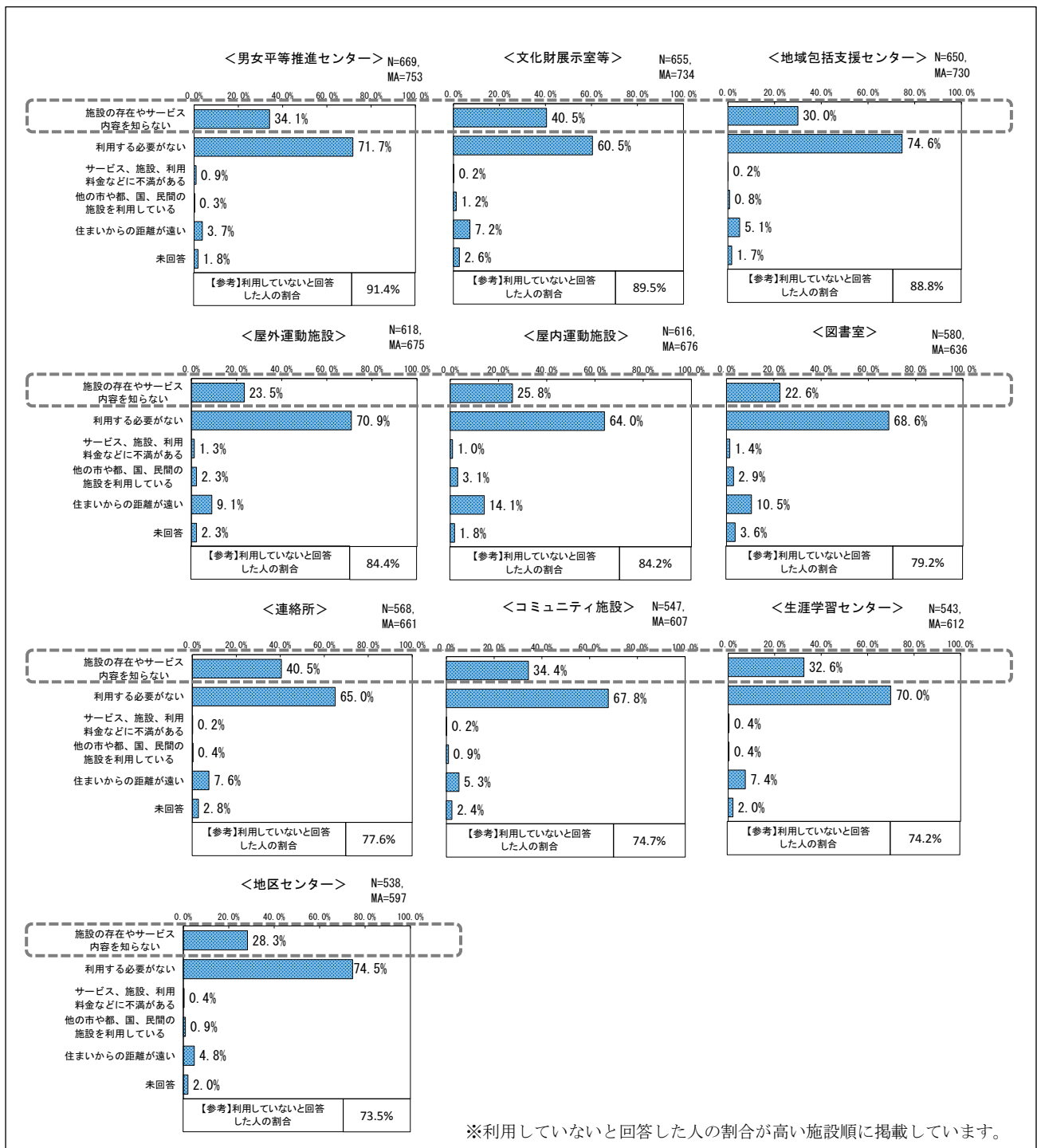


(2) 公共施設を利用していない理由

次の4つの図表は、各施設について過去1年間「利用していない」と回答した人にその理由として当てはまるものを聞き、その傾向を類型化したものです。（「サービス、施設、利用料金などに不満がある」はいずれの施設でも特徴的な傾向が見られなかったため除いています）

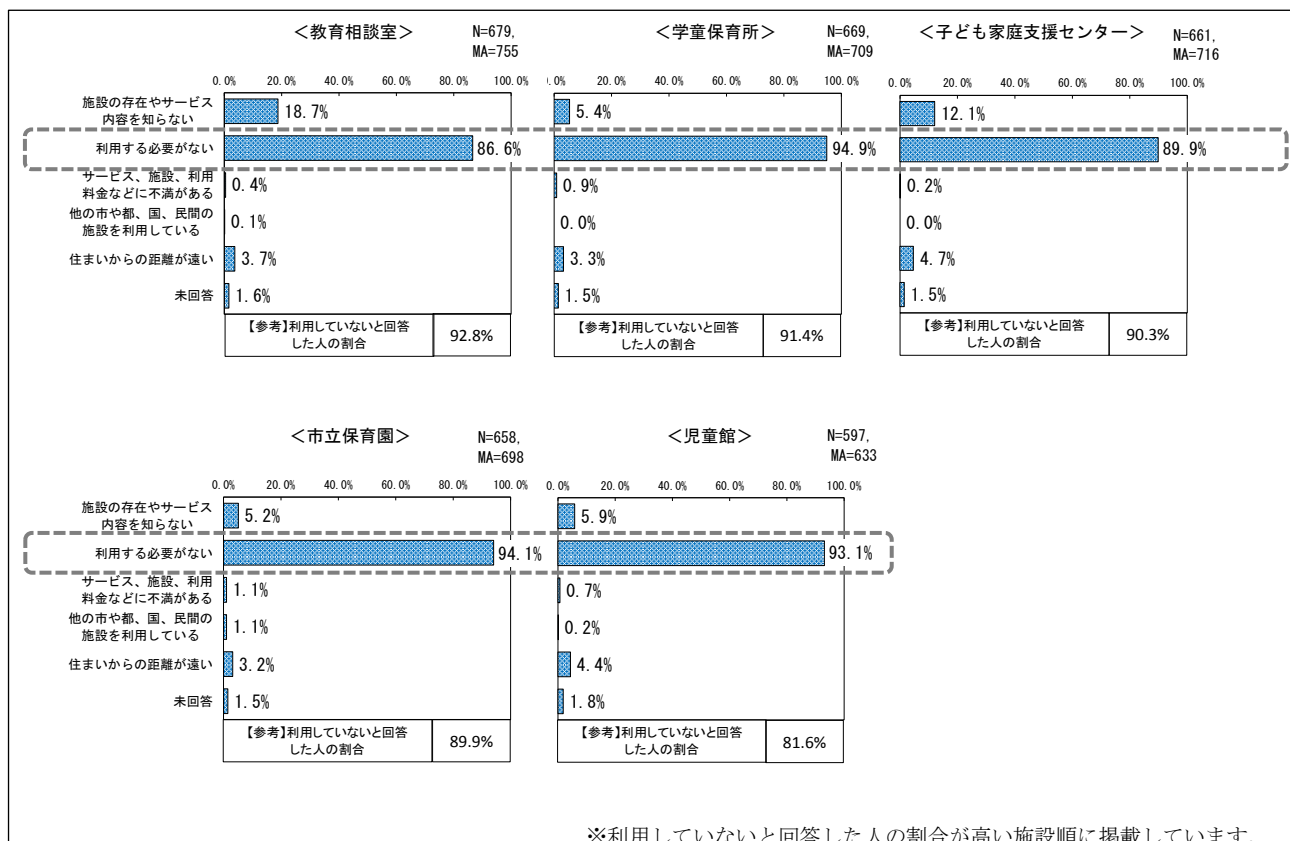
施設を利用していない理由として、「施設の存在やサービス内容を知らない」と回答した割合が比較的高くなった施設（20%以上）は、以下の10施設です。

図表 「施設の存在やサービス内容を知らない」と回答した割合が比較的高い施設(20%以上)



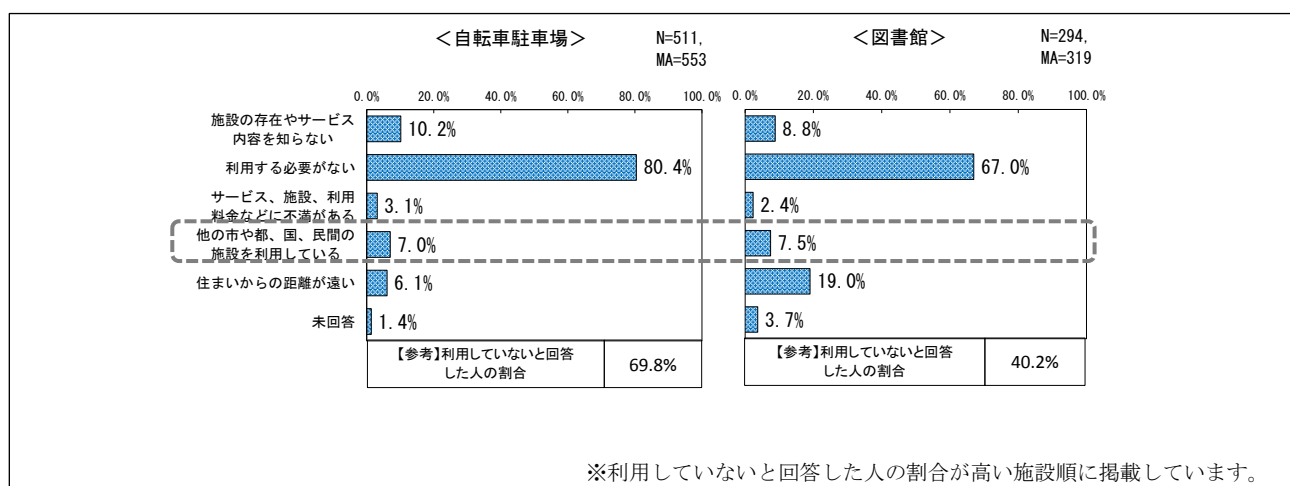
施設を利用していない理由として、「利用する必要がない」と回答した割合が比較的高くなった施設（85%以上）は、以下の5施設です。

図表 「利用する必要がない」と回答した割合が比較的高い施設（85%以上）



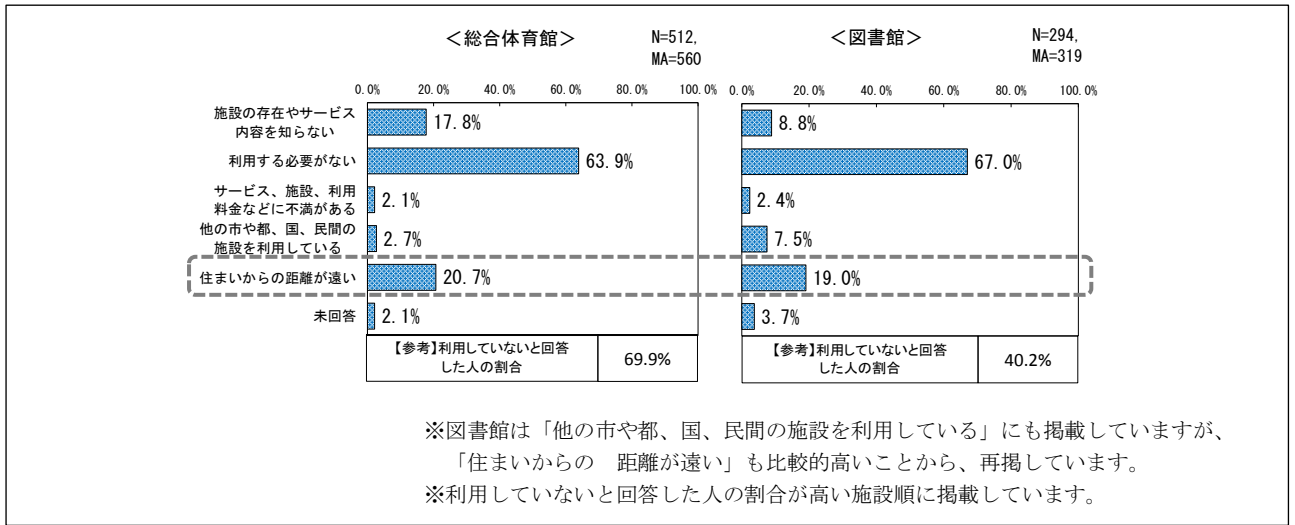
施設を利用していない理由として、「他の市や都、国、民間の施設を利用している」と回答した割合が比較的高くなった施設（5%以上）は、以下の2施設です。

図表 「他の市や都、国、民間の施設を利用している」と回答した割合が比較的高い施設（5%以上）



施設を利用していない理由として、「住まいからの距離が遠い」と回答した割合が比較的高くなった施設（15%以上）は、以下の2施設です。

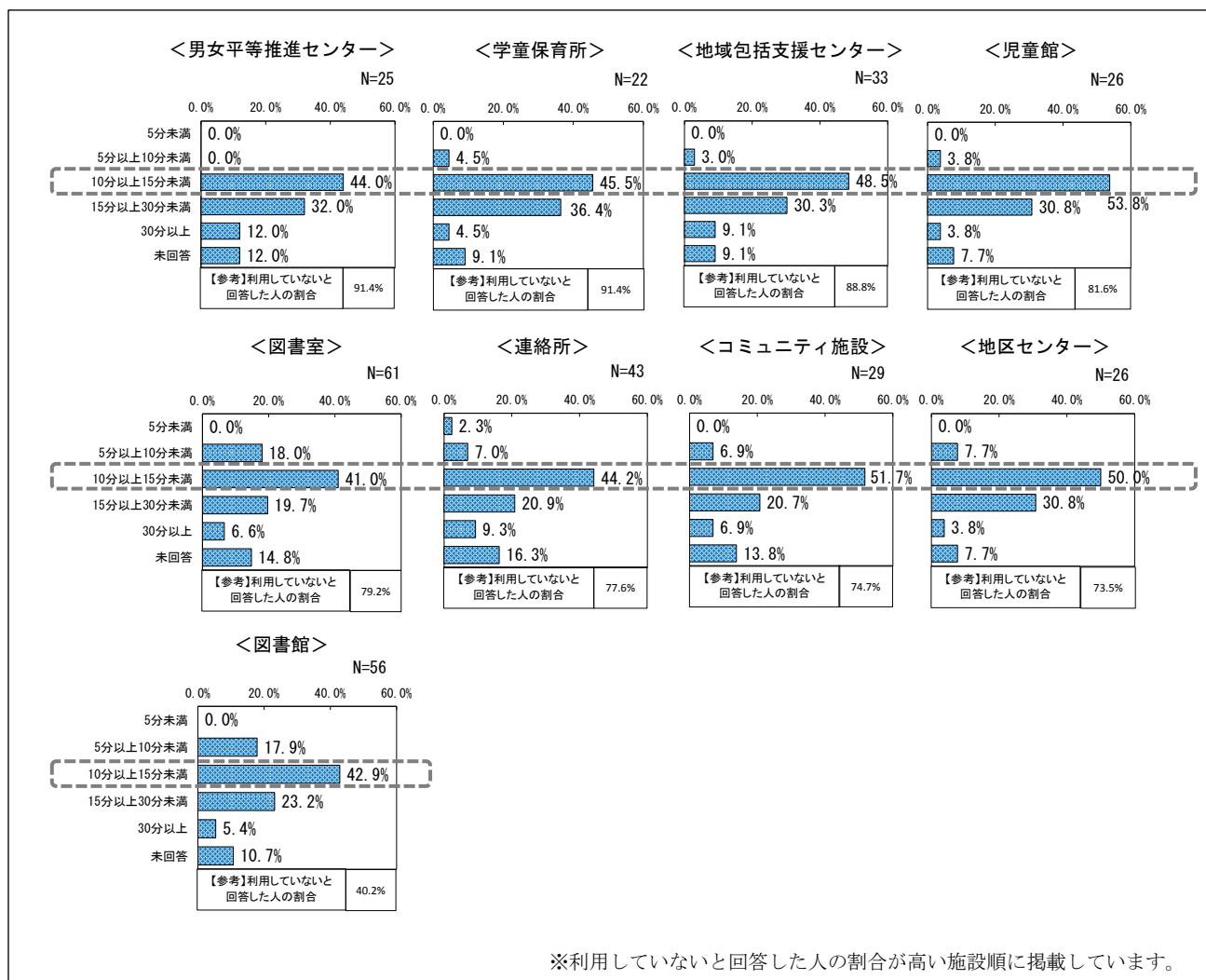
図表 「住まいからの距離が遠い」と回答した割合が比較的高い施設（15%以上）



(3) 住まいからの所要時間の施設利用への影響

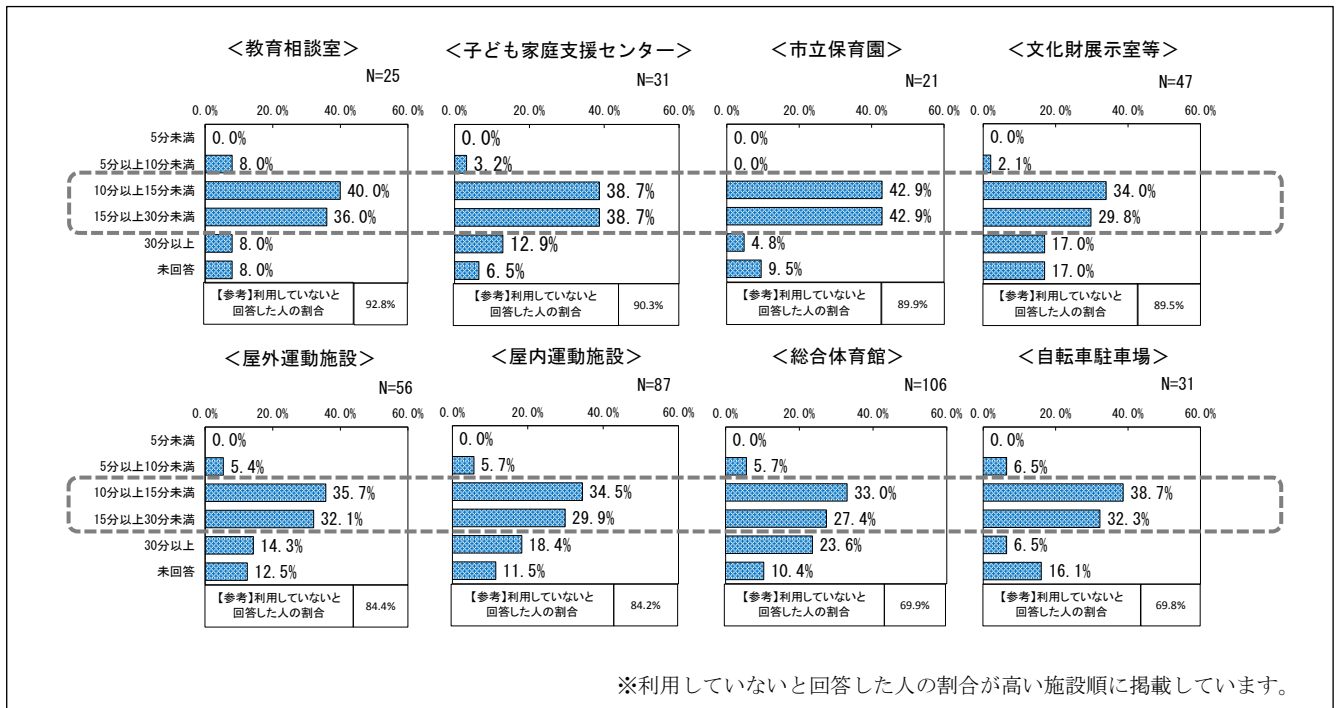
各施設を利用していない理由として「住まいからの距離が遠い」を選択した人に対し、当該施設を利用しても良いと思える住まいからの徒歩所要時間を聞いたところ、徒歩「10分以上15分未満」の比重が他の所要時間区分に比べて比較的高いのは、「男女平等推進センター」、「学童保育所」、「地域包括支援センター」、「児童館」、「図書室」、「連絡所」、「コミュニティ施設」、「地区センター」、「図書館」の9施設となっています。

図表 利用しても良い住まいからの徒歩所要時間
—徒歩「10分以上15分未満」の比重が比較的高い施設—



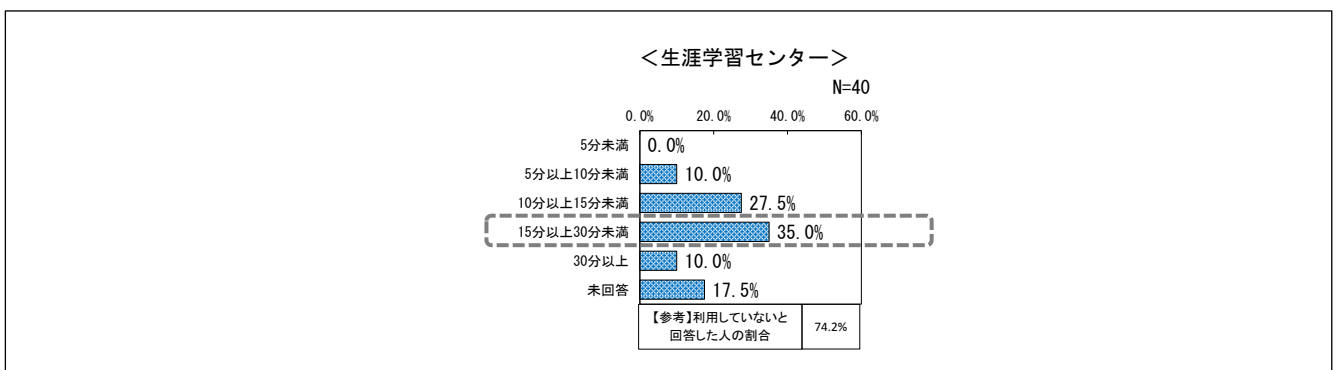
一方、徒歩「10分以上15分未満」のほか、徒歩「15分以上30分未満」の比重も比較的高い施設として、「教育相談室」、「子ども家庭支援センター」、「市立保育園」、「文化財展示室等」、「屋外運動施設」、「屋内運動施設」、「総合体育館」、「自転車駐車場」の8施設がありました。特に、「総合体育館」については、徒歩「30分以上」でも利用しても良いという回答が2割以上を占めています。

図表 利用しても良い住まいからの徒歩所要時間
—徒歩「10分以上15分未満」と徒歩「15分以上30分未満」の比重が比較的高い施設—



また、「生涯学習センター」では、利用しても良いと思える住まいからの所要時間について、徒歩「15分以上30分未満」の比重が最も高くなっています。

図表 利用しても良い住まいからの徒歩所要時間
—徒歩「15分以上30分未満」の比重が比較的高い施設—



2-4. 公共施設の今後のあり方について

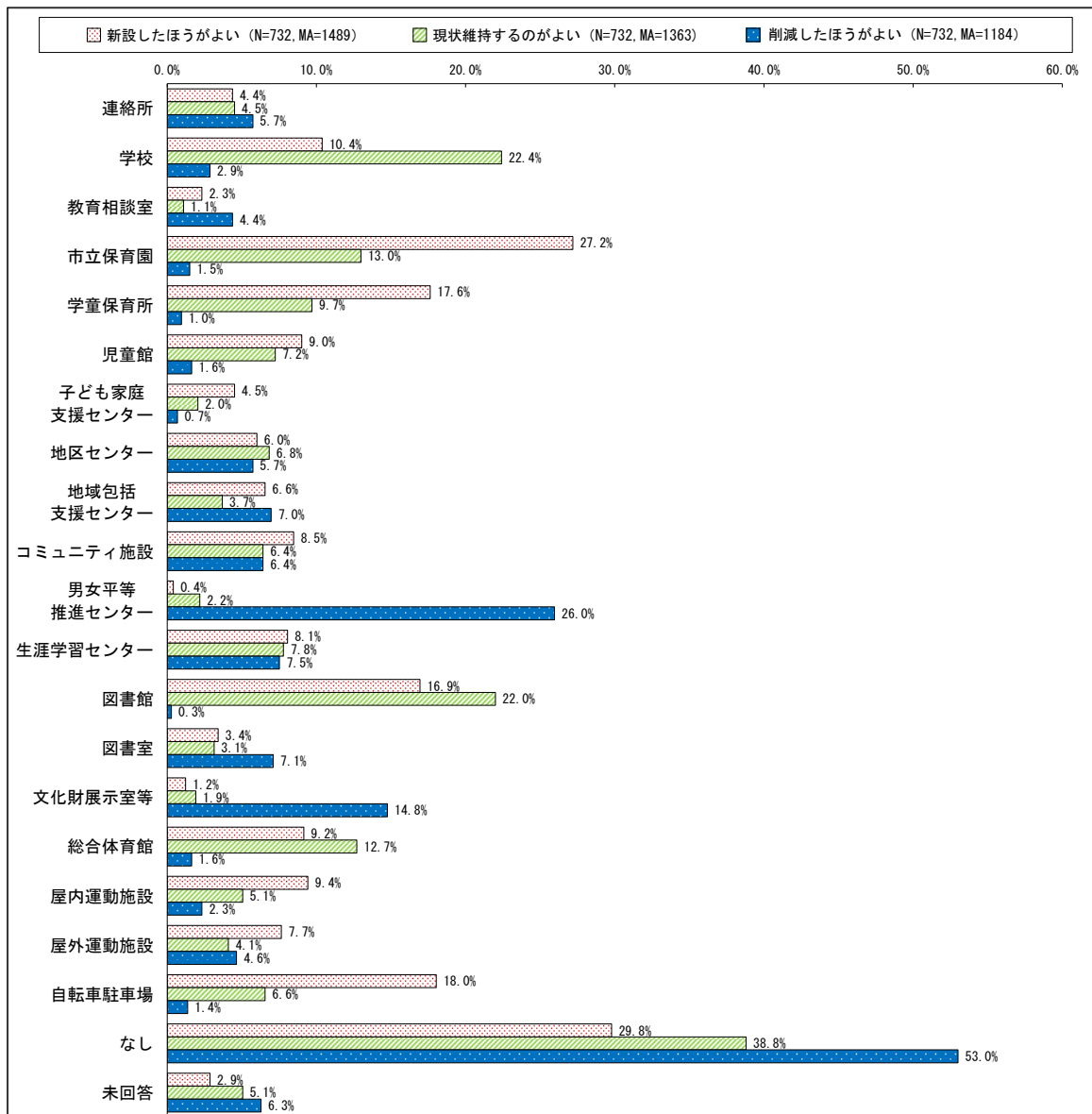
(1) 公共施設の量（施設数）に関する意向

市内の公共施設の量（施設数）に関する意向について、現状では数が不足しているため新設したほうがよい施設、数は適正なので現状維持したほうがよい施設及び将来的な財政負担抑制のため削減したほうがよい施設をそれぞれ上位3つまで聞いたところ、新設したほうがよいとの回答が多かった施設としては、「市立保育園（27.2%）」、「自転車駐車場（18.0%）」、「学童保育所（17.6%）」などがありました。

一方、削減したほうがよいとの回答が多かった施設としては、「男女平等推進センター（26.0%）」、「文化財展示室等（14.8%）」がありました。

また、現状維持するのがよいとの回答が多かった施設としては、「学校（22.4%）」、「図書館（22.0%）」、「市立保育園（13.0%）」などがありました。

図表 公共施設の量（施設数）に関する意向



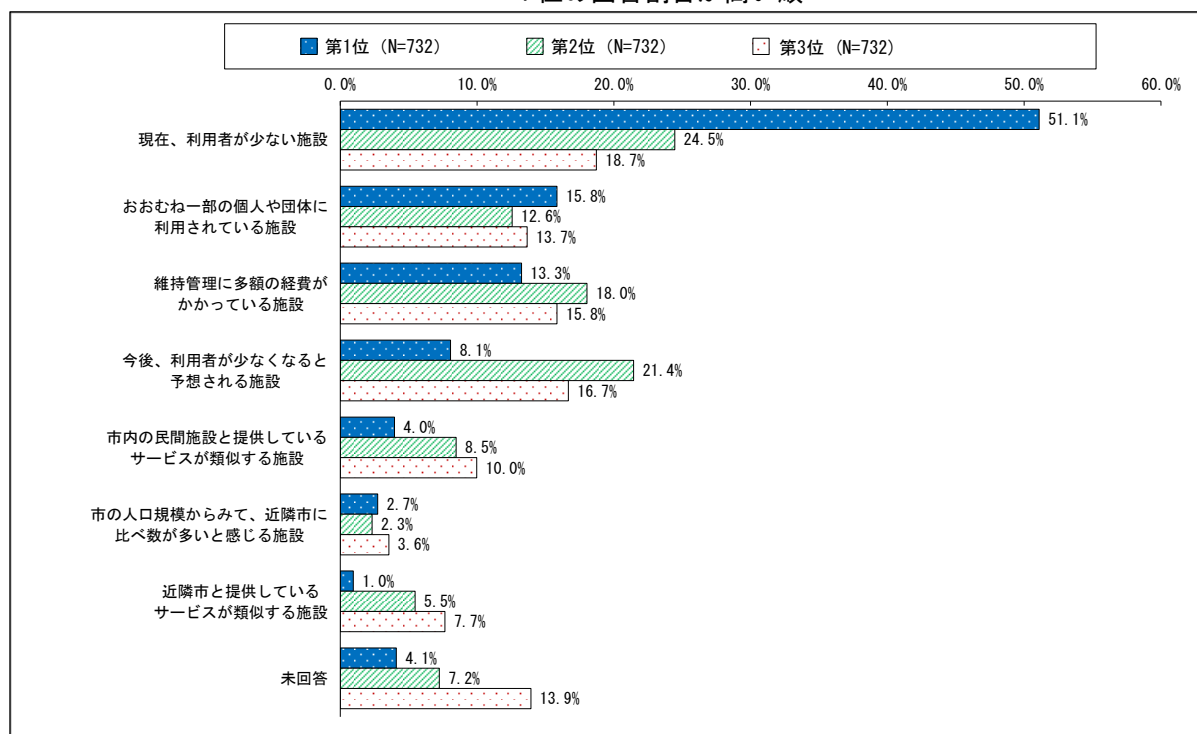
(2) 施設の削減が必要になった場合の優先順位

今後、既存の公共施設の削減が必要になった場合、どのような施設から削減すべきか、優先順位を1位から3位までを聞いたところ、優先順位1位としては、「現在、利用者が少ない施設」が51.1%、次いで、「おおむね一部の個人や団体に利用されている施設」が15.8%、「維持管理に多額の経費がかかっている施設」が13.3%となっています。

削減の優先順位2位としては、優先順位1位と同様に「現在、利用者が少ない施設」が24.5%で最も高く、次いで「今後、利用者が少なくなると予想される施設」が21.4%、「維持管理に多額の経費がかかっている施設」が18.0%となっています。

削減の優先順位3位としては、「現在、利用者が少ない施設」が18.7%と最も高く、次いで「今後、利用者が少なくなると予想される施設」が16.7%、「維持管理に多額の経費がかかっている施設」が15.8%となっています。

図表 施設の削減が必要になった場合の優先順位（1位～3位）
— 1位の回答割合が高い順 —



(3) 利用料金のあり方について

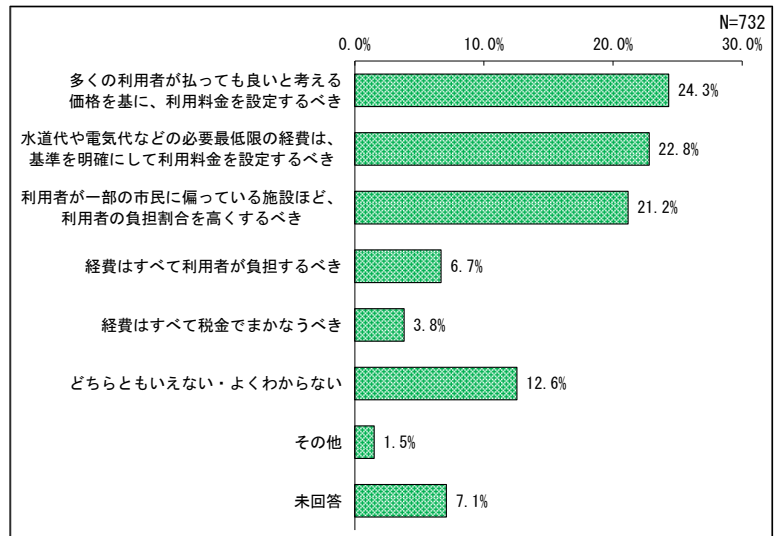
今後の公共施設の利用料金のあり方については、「多くの利用者が払っても良いと考える価格を基に、利用料金を設定すべき(24.3%)」、「水道代や電気代などの必要最低限の経費は、利用者が負担するなど、基準を明確にして利用料金を設定すべき(22.8%)」、「利用者が一部の市民に偏っている施設ほど、利用者の負担割合を高くするべき(21.2%)」という回答が、いずれも2割強を占めています。

年代別にみると、20歳代と60歳代以上では、「多くの利用者が払っても良いと考える価格を基に、利用料金を設定すべき」とする人の割合が最も高い一方で、30歳代と50歳代では、「水道代や電気代などの必要最低限の経費は、基準を明確にして利用料金を設定すべき」とする人の割合が最も高くなっています。

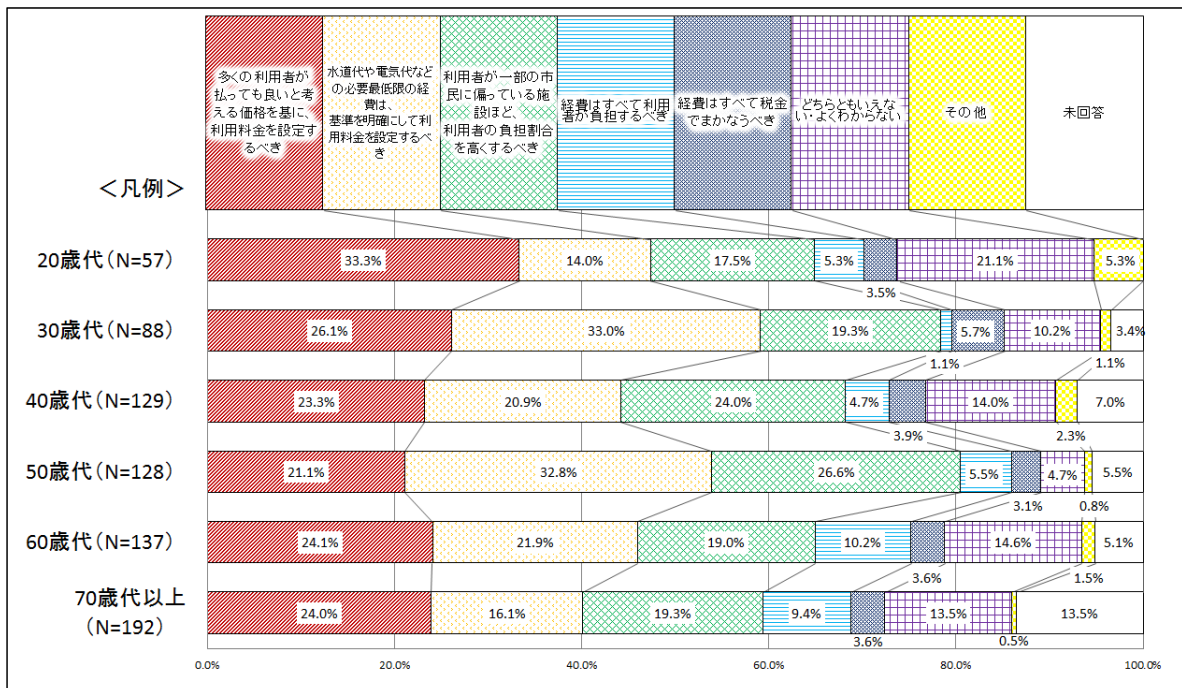
また、「利用者が一部の市民に偏っている施設ほど、利用者の負担割合を高くするべき」という回答は、40～50歳代で25%前後と、他の年代に比べてやや高い割合を占めています。

「経費はすべて利用者が負担すべき」という回答は、60歳代以上では10%前後と概ね高く、30歳代では1.1%と最も低くなっています。

図表 公共施設の利用料金のあり方に関する意



図表 公共施設の利用料金のあり方に関する意向(年代別)



2-5. 考えられる方策の実施についての意向

(1) 考えられる方策

将来にわたり、公共施設において市民の暮らしに必要な行政サービスを安定的に提供し続けるために考えられる10方策に関して、本市がこれらの方策を実施することについての意向を聞いています。

図表 考えられる方策一覧

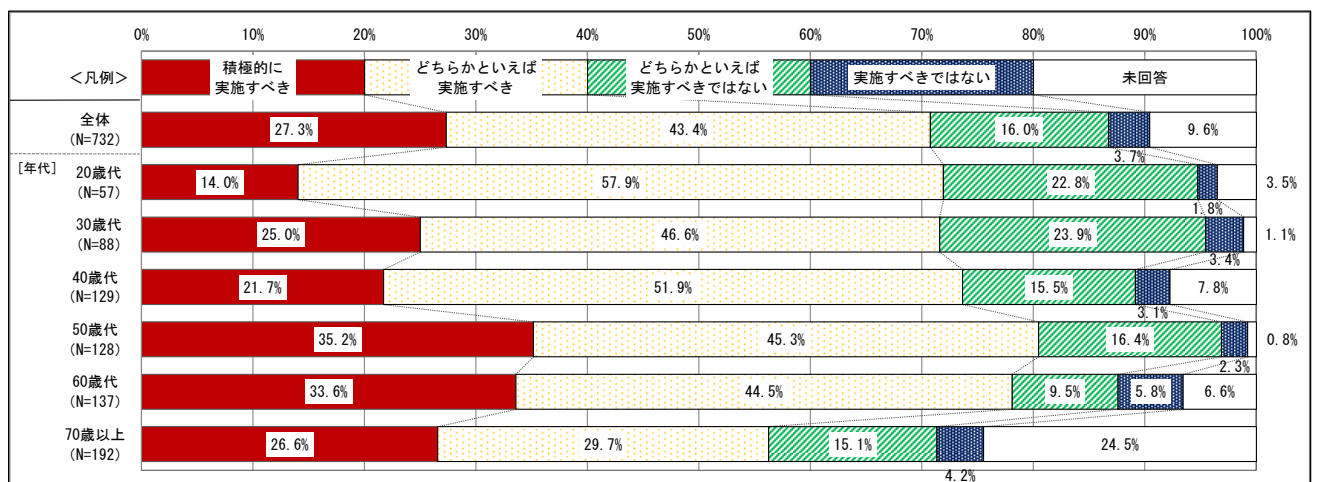
方策
①現在ある施設の統廃合や機能の複合化によって施設の数減らす
②近隣市と共同で施設を整備・運営する
③施設の建替え・大規模改修や維持管理・運営に民間のノウハウや資金を活用する
④地域の暮らしに密着した施設は、地域の住民や自治会等が、維持管理・運営を行う
⑤建替えではなく、計画的な改修で、既存の施設をできるだけ長い間利用する
⑥類似する機能を持つ民間施設がある場合にその役割を民間に任せることで、市で保有する施設を減らす
⑦利用者が少ない施設や利用されていない土地の売却・賃貸によって、収入を得る
⑧維持管理・運営費を削減するため、施設におけるサービスの水準を引き下げる
⑨利用料金を徴収できる施設は、利用料金を引き上げる
⑩利用者だけではなく、市民全体で建替えや大規模改修に必要な経費を負担する

(2) 考えられる方策別の意向

「①既存施設の統廃合や複合化」については、70.7%の回答者が実施すべき（「積極的に実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」に該当するものを計上）と回答しています。

年代別に見ると50歳代～60歳代で実施すべきとする回答が8割前後と高くなっており、「積極的に実施すべき」も3割を超えています。

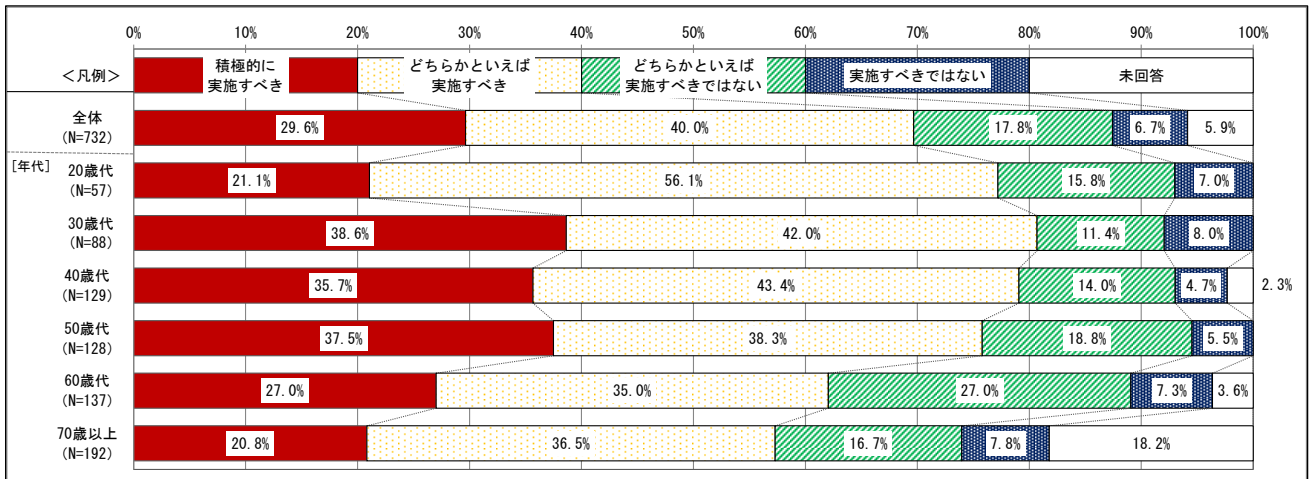
図表 「①既存施設の統廃合や複合化」の実施についての意向



「②近隣市との公共施設の共同整備・運営」については、69.6%の回答者が実施すべきと回答しています。

年代別に見ると、概ね年代が高くなるほど、実施すべきではない（「どちらかといえば実施すべきではない」と「実施すべきではない」に該当するものを計上）とする割合が高くなっており、特に60歳代では34.3%と最も高くなっています。

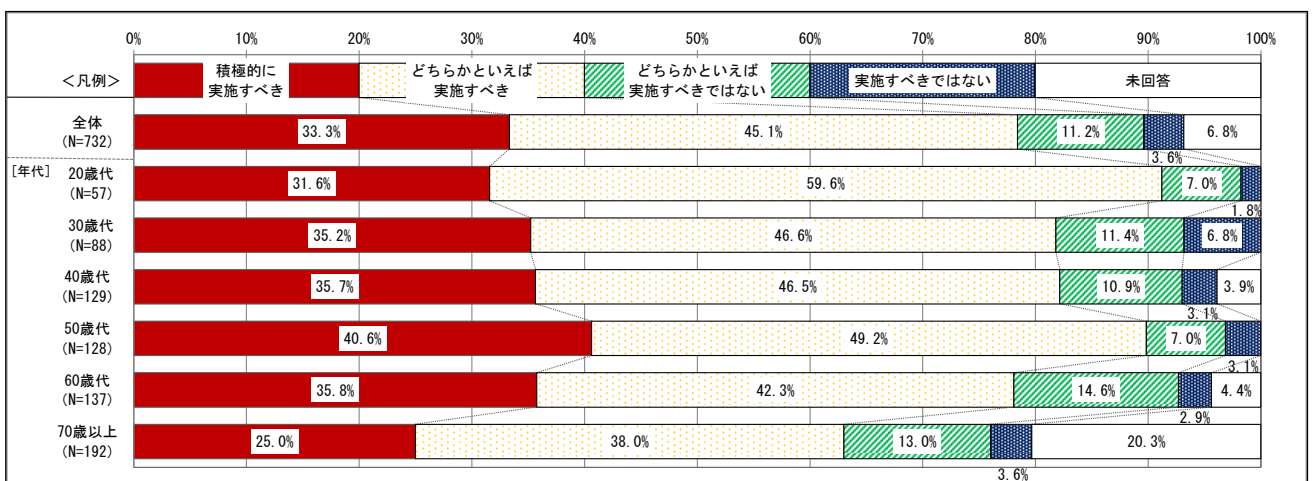
図表 「②近隣市との公共施設の共同整備・運営」の実施についての意向



「③民間のノウハウ・資金の活用」については、78.4%が実施すべきと回答しています。

年代別に見ると、20歳代と50歳代で実施すべきとする割合が9割前後と高く、特に50歳代については、「積極的に実施すべき」が4割を占めています。

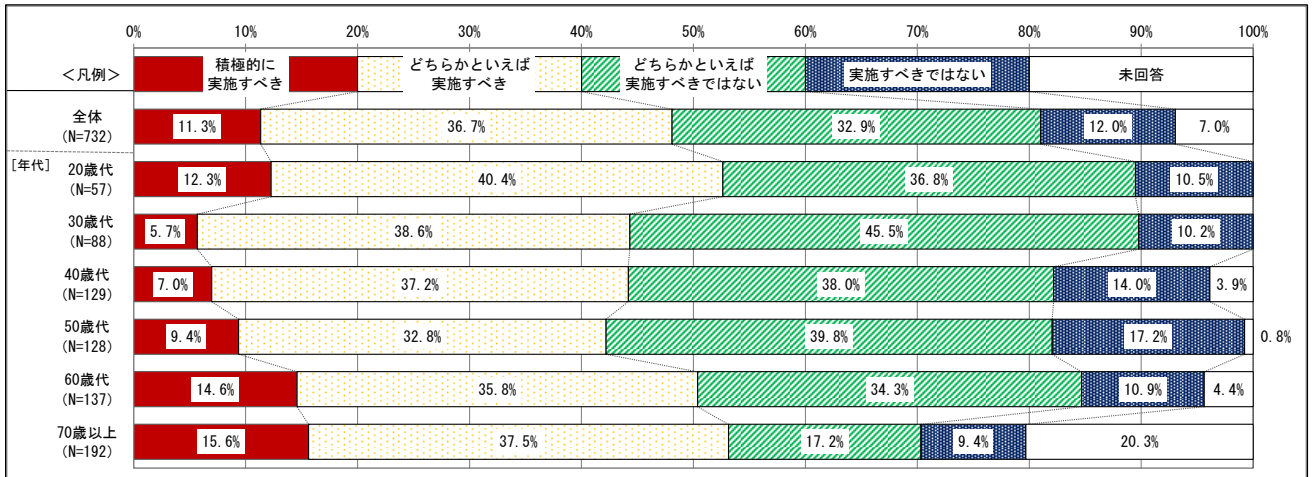
図表 「③民間のノウハウ・資金の活用」の実施についての意向



「④住民や自治会等による施設の維持管理・運営」については、48.0%が実施すべきと回答した一方で、44.9%が実施すべきではないと回答しています。

年代別に見ると、20歳代と60歳代以上で実施すべきとする割合が高くなっています。また、「積極的に実施すべき」も、20歳代と60歳代以上では10%を超えています。

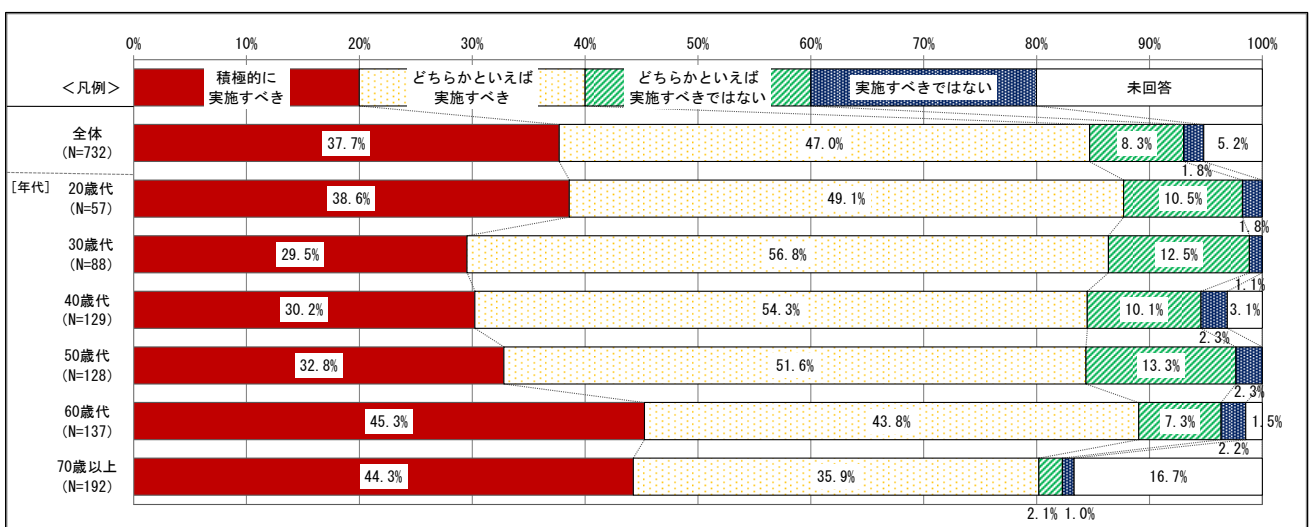
図表 「④住民や自治会等による施設の維持管理・運営」の実施についての意向



「⑤計画的な改修による既存施設の長期間利用」については、84.7%が実施すべきと回答しています。

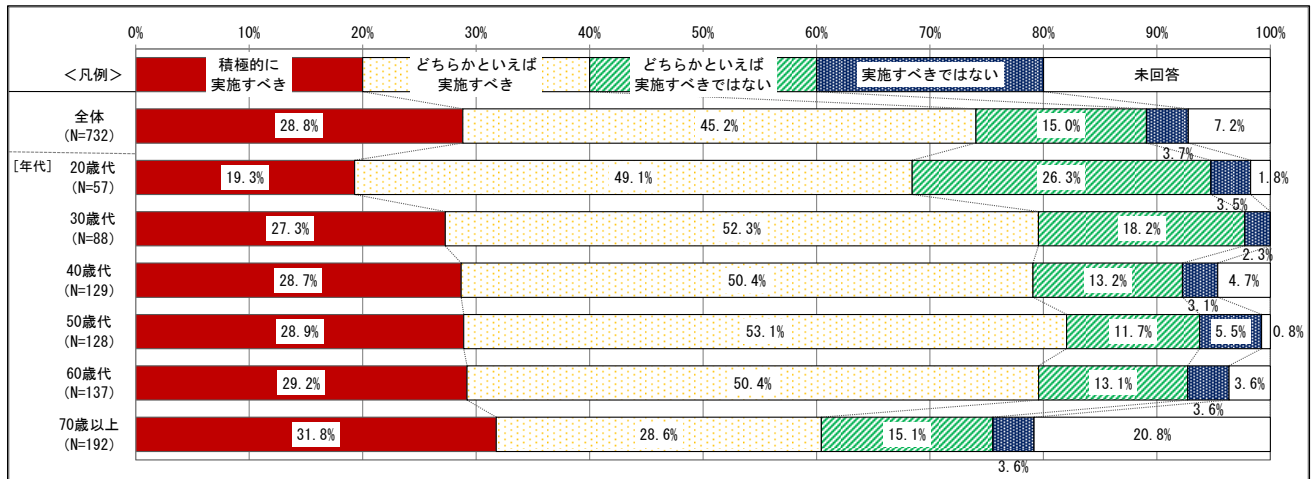
年代別に見ると、全ての年代で実施すべきが8割を超えています。特に、60歳代以上では、「積極的に実施すべき」が4割を超えています。

図表 「⑤計画的な改修による既存施設の長期間利用」の実施についての意向



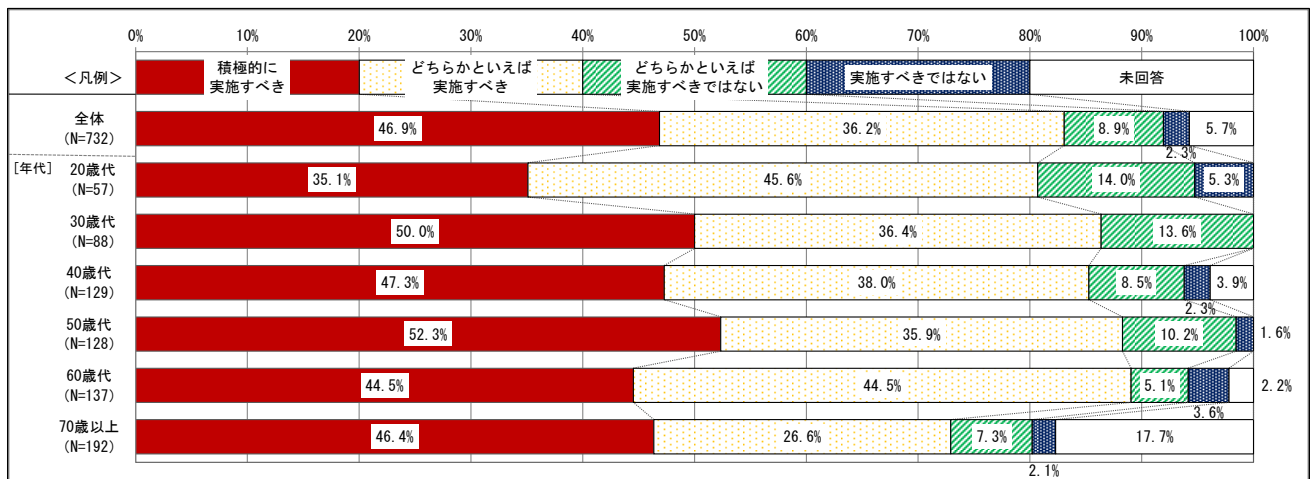
「⑥類似機能をもつ民間施設の活用」については、74.0%が実施すべきと回答しています。
 年代別に見ると、70歳代では意見が分かれています。概ね年代が高くなるほど、実施すべきとする回答の割合が高くなっています。

図表 「⑥類似機能をもつ民間施設の活用」の実施についての意向



「⑦施設や土地の売却・賃貸」については、83.1%が実施すべきと回答しています。
 年代別に見ると、70歳以上を除く全ての年代で、実施すべきがそれぞれ8割以上を占めています。また、20歳代を除く全ての年代で、「積極的に実施すべき」が4割以上で、特に30歳代と50歳代では、5割を超えています。

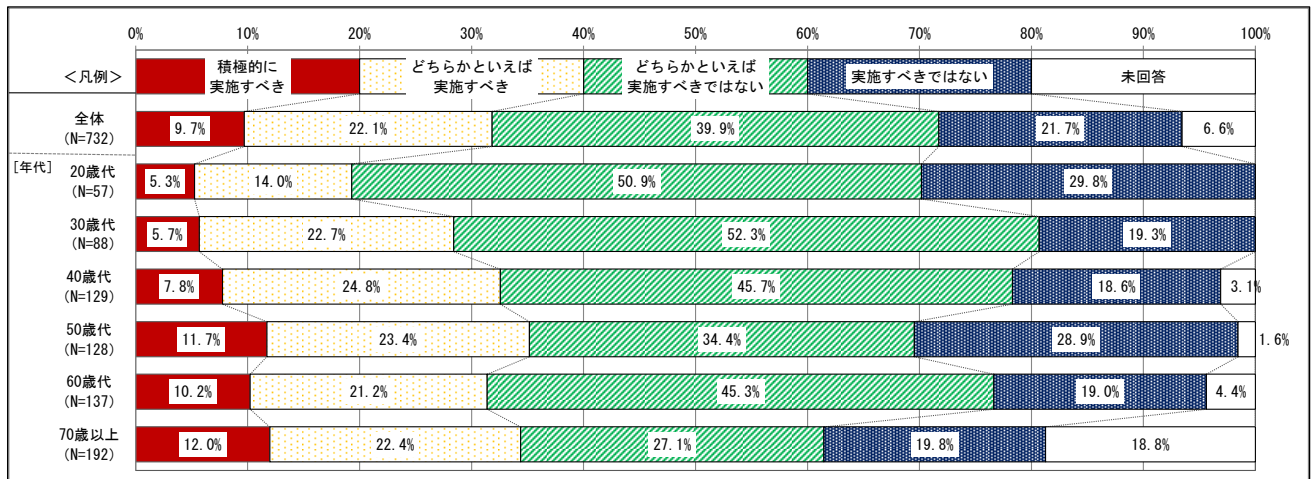
図表 「⑦施設や土地の売却・賃貸」の実施についての意向



「⑧サービス水準の引き下げ」については、31.8%が実施すべきと回答した一方で、61.6%が実施すべきではないと回答しており、実施すべきではないとする割合が、実施すべきとする割合を上回っています。

年代別に見ると、概ね年代が高くなるほど実施すべきとする割合が高くなる傾向がみられます。「積極的に実施すべき」は、20歳代と30歳代では5～6%程度であるのに対し、60歳代以上では約2倍の10～12%となっている状況です。

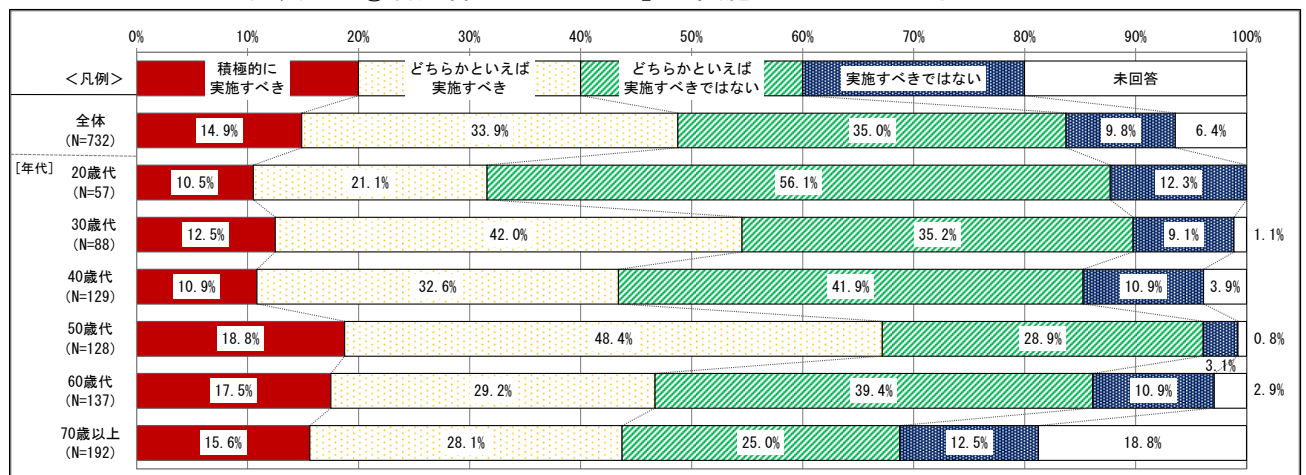
図表 「⑧サービス水準の引き下げ」の実施についての意向



「⑨利用料金の引き上げ」については、48.8%が実施すべきと回答した一方で、44.8%が実施すべきではないと回答しています。

年代別に見ると、年代間の違いが大きく、実施すべきとする割合は50歳代が67.2%と最も高く、最も低い20歳代 (31.6%) の2倍以上となっています。また、「積極的に実施すべき」は、20～40歳代に比べ、50歳代以上が高くなっているという特徴がみられます。

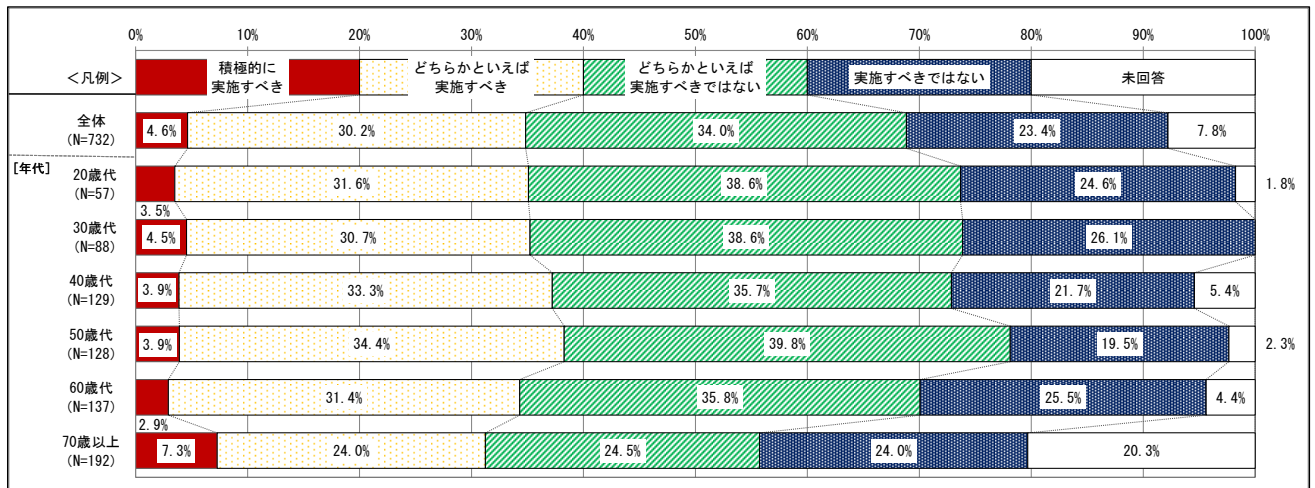
図表 「⑨利用料金の引き上げ」の実施についての意向



「⑩建替え・改修費用の市民全体負担」については、34.8%が実施すべきと回答した一方で、57.4%が実施すべきではないと回答しており、実施すべきではないとする割合が、実施すべきとする割合を上回っています。

年代別に見ると、全ての年代で、実施すべきとする回答が3～4割程度となっています。また、「積極的に実施すべき」は全ての年代で1割に満たない状況です。

図表 「⑩建替え・改修費用の市民全体負担」の実施についての意向



2-6. 自由意見

アンケート調査では、自由意見欄を設け、「今後の東久留米市の公共施設のあり方について、都市の魅力を高め、市民が住み続けたいと思うまちづくりにつながるような、より良い工夫について」のご意見等をお聞きしており、その主な内容を整理しました。

なお、自由意見の回答者数及び回答率は、次の表のとおりです。

自由意見回答者数	316人
自由意見回答率（自由意見回答者数/有効回収数）	43.2%

（1）施設の量及び配置に関する主な意見

- 財政負担や費用対効果に鑑み、一定程度の施設削減は必要である。
- 団地など人口の密集している地域の施設や代替が不可能な施設などは、たとえ利用者が少なくても維持していくべきである。
- 利用者が少ない施設については、まず施設の周知を図るなどをした上で、必要かどうかの判断をすべきである。
- 高齢者など遠出しづらい人を考慮すると施設数はある程度必要ではないか。
- 施設の建て直しの際は、複合施設とするのがよいと思う。
- 類似する施設は統合すべきである。
- 駅の近くなど人が集まるところに公共施設を集めてはどうか。
- 施設が遠く利用しにくいので、小さい施設を多く配置した方が利用しやすい。
- 多くの市民が利用する施設は規模を拡大してほしい。
- 非常に不便になるので、今ある公共施設は減らさないでほしい。
- 東久留米市は様々な面で整備されているため、今のままでよいと思う。
- 施設増減の際は、周辺の住民に十分に説明をしていただきたい。
- 市境に住んでいるため、近隣市と共同で使えるような施設を増やしてほしい。
- 保育園、自転車駐車場などが少ないため、増やしてほしい。

（2）施設の整備に関する主な意見

- 特に学校施設が老朽化しているため、しっかりと整備をしてほしい。
- 市内の施設は古い印象が強いため、きれいで居心地の良い施設へ改修してほしい。
- 施設によって駐車場の確保にばらつきがあり、不便さを感じる。

（3）施設のサービス・機能に関する主な意見

- 施設に行ってみたいと思えるようなイベントや集会を企画してはどうか。
- 防災面の機能を充実させてほしい。

- 授乳室や託児サービスがない施設があり、子連れで利用しにくい。
- 高齢者と子どもが共同で使えるような施設を作っているかどうか。
- 川を中心としたレジャー施設を作っているかどうか。

(4) 施設の維持管理・運営に関する主な意見

- 施設の維持管理、運営における外部委託の推進、民間ノウハウの活用や運営方法の見直しによるコスト削減をすべきである。
- 民間委託や使用料の引き上げではなく、市民のアイデアを尊重して積極的に生かすことや市民のボランティアなどを募ることで、施設の維持管理をしていくべきである。
- 職員の質にばらつきがあるため、担当職員のレベルを上げてほしい。

(5) 市民負担、財源及び公共施設への税投入に関する主な意見

- 受益者負担の考え方に応じた使用料の見直しをすべきであるが、適正な水準まで公費負担（補助）をすることも必要である。
- 統廃合して空いた土地や建物は、できるだけ賃貸で活用して収入を増やしてほしい。
- 施設の利用料金は安くしてほしい。
- 公共施設に税金を投入し過ぎである。
- 施設は少ないから、税金を安くしてほしい。

(6) 交通手段に関する主な意見

- 遠くの施設を利用できるように、コミュニティバスを充実させてほしい。

(7) 施設の周知に関する主な意見

- 利用が少ない施設についてはPRが必要である。
- 色々なチャネルを通じた施設の紹介、説明会の開催などが必要ではないか。
- 施設の情報をもっとわかりやすく伝えてほしい。

(8) まちづくりに関する主な意見

- 若い世代を呼び込むためにも、子育てしやすいまちづくりをしていくべきではないか。
- 高齢化に伴い、高齢者が住みやすいまちづくりを図るべきではないか。
- 市内の各エリアにテーマを持たせて特色のあるまちにしてほしい。

※自由意見は、趣旨を汲み取り、整理した上で記載しています。

※公共施設と直接かかわらない意見については記載していません（まちづくりに関する意見を除く）。

東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針

平成28年3月

発行 東久留米市
編集 東久留米市企画経営室行政管理課
〒203-8555
東京都東久留米市本町三丁目3番1号
電話 042-470-8031（直通）

